

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437

疏政
9
愛清

昭37. 4. 16
大田行政文庫より川崎大臣へ。

米国の対抗新政策に基づく日米会談に対する要請

(そ の イ)

1962年4月

琉球政府

1. 高等弁務官の拒否権について	4	2) 改善策.....	17
1.) 経緯.....	4	3) 関係法令.....	18
2.) 現況.....	4	4) 1953年以降本土渡航事務取扱件数.....	18
3.) 改善策.....	6		
4.) 参考法令.....	6		
2. 立法勧告案の高等弁務官との事前調整について	7	8. 民政府法令による税法の廢止について.....	19
1.) 経緯.....	7	1.) 経緯と現況.....	19
2.) 現況.....	7	2.) 改善策.....	19
3.) 改善策.....	8	3.) 参考法令.....	25
4.) 参考法令.....	9		
3. 日米琉懇話会の設置について	9	9. 本土政府による対琉技術援助について.....	26
4. 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大について	10	1.) 本土政府による技術援助の実績.....	26
1.) 経緯と現況.....	10	2.) 技術援助拡大についての要請.....	26
2.) 改善策.....	11		
3.) 関係法令.....	11		
5. 本土と琉球間の逃亡犯人引渡制度の確立について	11	10. 琉球政府東京事務所の機構及び権限の拡大について	28
1.) 経緯と現況.....	11	1.) 経緯と現況.....	28
2.) 改善策.....	13	2.) 改善策.....	29
3.) 関係法令.....	13	3.) 関係法令.....	29
6. 國家有地管理権の琉球政府への移管について	14	11. 海外における琉球住民の身分の明確化について	30
1.) 経緯.....	14	1.) 経緯と現況.....	30
2.) 現況.....	14	2.) 改善策.....	30
3.) 改善策.....	15	3.) 関係法令.....	31
4.) 参考法令.....	16		
7. 本土琉球間の渡航手続の簡素化について	16	12. 民需要石油事業に関する管理権の琉球政府への移管について	31
1.) 経緯と現況.....	16	1.) 経緯と現況.....	31
		2.) 改善策.....	33
		3.) 関係法令.....	34
		13. 琉球開発金融公社の琉球政府への移管について	47

米国の対琉新政策に基づく日米会談に対する要請

1962年4月

琉 球 政 府

前 文

1961年10月、ケネディー米国大統領は、沖縄の現況及び沖縄で実施されている米国の政策を厳しく再評価するため、連邦政府各省の専門家からなる合同調査団（団長カールケイセン氏）を任命、20日間にわたり沖縄現地を調査させた。琉球政府は沖縄における当面する諸問題について数十項目にわたる要請事項を文書をもつて同調査団に提出、数回に及ぶ説明会を開いて率直に意見を述べておいた。

本年3月20日、大統領は沖縄に対する米国の新政策を発表すると同時に沖縄統治の基本法たる行政命令の改正に署名した。この新政策は、さきに琉球政府がケイセン調査団を通じて米国政府に提出した要請に基づくものと考えられ、琉球政府の要請が必ずしも全面的に受け入れられたものではないが、沖縄における自治の拡大、民生福祉の向上及び経済援助の拡大等について米国政府が真剣な考慮を払い事態改善のために大巾の施策をとるべきことを表明したものである。琉球政府は今回の大統領のとつた措置に対してこれを深く多とするものであり同時に、昨年六月の池田ケネディー会談以来、本土政府が沖縄問題について深い关心を払い積極的に米国政府に対して事態改善を要請してきたことに敬意と感謝を捧げる次第である。

特に大統領が同声明において、沖縄が日本本土の一部であること及び沖縄住民が日本国民であることを率直に認め沖縄が完全に日本の主権の下に復帰する日が許される日を待望している旨述べていることを歓迎するものである。

米国政府がこの精神を表明し、沖縄が日本の施政下に復帰する場合それに伴う困難性を最少限にするために米国政府の沖縄に対する責任をより効果的に遂行する旨表明したことは、同行政命令第二節に規定

する「民主主義の原理を基礎とし、かつ、健全な財政構造によって維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽し、住民の經濟的及び文化的向上を絶えず促進しなければならない」という基本原則をより忠実に、かつ、積極的に実践することであると考える。

この新政策に基づき日米両国政府において琉球住民の安寧と福祉及び琉球の經濟開発を増進するための援助の供与について明確な取り決めを作成するための討議が開始されると同時に当り、琉球政府は重ねて、当面する諸問題のうち特に重要と考えられる事項につき説明し本土政府がその解決のため積極的に努力されるよう強く要請する。

1. 高等弁務官の拒否権について

(1) 総 誌

琉球政府は、1952年4月1日米国民政府布告第十三号によって設立された。同布告は第七条において民政副長官（当時の琉球における米国政府の統治責任者で現在の高等弁務官に相当する）の拒否権について規定し民政副長官は、必要な場合には、琉球政府の法令の施行を拒否し、必要と認める法令の施行を命じ又は全部の一部又は全部を自ら行使することができるものとされた。

1957年6月5日米国大統領は琉球列島の管轄に関する行政命令を公布施行したが同行政命令第十一節も同様に高等弁務官の拒否権に関する規定を設けている。しかしながら行政命令に基づく拒否権には従来と異なりその行使について制限が付されておりかなりの前進を示したものと云える。即ち、従来は單に「必要な場合には」とされていた要件が「琉球列島の安全、琉球列島についての外國及び国際機関との関係、合衆国の对外関係又は合衆国若しくはその國民の安全、財産、若しくは利害に関して、直接間接に重大な影響があると認めるとき」という厳格な要件が付されることになつた。同時に行政命令第二節には「責任ある琉球政府の発展を助長し」なければならないものとされてゐる。更に今回の改正行政命令第十一節はこれらの権限を行使に当つては高等弁務官は琉球住民の諸権利を尊重し特に同行政命令第二節第二項の規定を充分考慮しなければならないと規定することになつた。

(2) 現 態

1952年4月1日琉球政府立法院が発足して以来、高等弁務

(その前身たる民政副長官を含む)の拒否権行使により廢棄になつた立法は次のとおりである。

1952年(第一回議会)労働関係調整法

労働組合法

1953年(第二回議会)人身保護法

財政法

政令第十六号の一部改正

通行税法の一部改正

物品税法の一部改正

1954年(第四回議会)集団行進及び集団示威運動に関する立法

1955年(第六回議会)租税特別措置法の一部改正

一般職の職員の給与に関する立法の一
部改正

建築基準法の一部改正

1956年(第七回議会)自動車損害賠償保障法

教育基本法

教育委員会法

学校教育法

社会教育法

1956年(第八回議会)教育基本法

教育委員会法

学校教育法

社会教育法

移住資金特別会計予算

5

移住資金運用法

移住資金特別会計法

酒類消費税法の一部改正

郵便貯金法の一部改正

1956年(第九回議会)自動車損害賠償保険法

1957年(第十回議会)漁船建造資金融通法

煙草消費税法の一部改正

自動車損害賠償保険法

1958年(第十二回議会)物品税法の一部改正

1959年(第十四回議会)レ好飲料税法の一部改正

失業保険法の一部改正

1959年(第十五回議会)災害救助法の特例に関する立法

1960年(第十六回議会)自動車損害賠償保障法

(3) 改善策

上記のとおり、拒否権の対象になつた立法の中には必ずしも行政命令第十一節の規定に適合しないものもあり、行政命令第二節の主旨に照して琉球政府の自治権の拡大を企る意味で遺憾な点がある。

更に実際には行政主席が立法案を議会へ送付する前に行われるいわゆる事前調整の段階において事実上の拒否権行使が行われる例がしばしばあるので高等弁務官の拒否権によつて廢棄になつた法案は上記に限られるものではないことに留意しなければならない。今後高等弁務官は行政命令第十一節の規定を厳格に解釈して琉球政府の自治権を尊重するよう要請する。

(4) 参考法令

行政命令第二節及び第十一節

6

2 立法勧告案の高等弁務官との事前調整について

(1) 総論

琉球政府の前身たる臨時中央政府が置かれていた1951年当時米国民政府は臨時中央政府に対し「臨時中央政府の立法手続」(37頁参照)

と題する訓令(1951年6月7日付)を発した。同訓令は「

琉球の基礎的法律過程においては、その根本的要點は、民政府の政策と一致したものでなければならない」ので「恒久的琉球中央政府が設立されるまで法案の作成過程中に相互間で非公式に調整をする」必要があるとし凡ての法案について琉球政府は米国民政府と事前に調整するよう命じた。

1952年4月1日琉球政府が発足したが以来上記訓令による事前調整制度は慣習的に引き続き行われて今日に至っているものである。琉球政府では現行の事前調整が凡ての法案の細部にわたって行われている現状に鑑み、英文への翻訳、民政府各部との非公式打合せ等に要する種々の負担を軽減するためその簡素化について再三にわたって要請してきたところであるが高等弁務官の同意を得られない実状である。

(2) 現況

- (a) 立法勧告案の全部についてこれを米国民政府に提出し、細部の規定や立法技術的な面についても調整をする。例えば通貨切替に伴う円表示をドル表示に改める法案等
- (b) すべての立法勧告案を英文に翻訳して民政府に提出しなければならないため時間と労力を費やす。
- (c) 高等弁務官の回答がおくれて調整に手間とり時期に遅した勧

告がでない。

以上のような実情に鑑み琉球政府は1961年11月高等弁務官に対し事前調整制度の改善を討議するための米琉合同委員会の設置を提案、これに基づき合同委員会が設置され双方の意見を調整し高等弁務官に達成したが現在までその承認が得られない。當時琉球政府が提案した改善案は次のとおりである。

即ち立法勧告案を

A 琉球列島の管理に関する行政命令第十一節に従つて、琉球列島の安全、琉球列島についての外国及び国際機関との関係合衆国の対外関係又は合衆国若しくはその国民の安全、財産若しくは利害に関して直接間接に重大な影響があると認められる立法案

B既存の立法の一部改正で内容に重要な変更がない立法勧告案

C A及びB以外の立法案

の三つのカテゴリーに分類し調整の方法は次のとおりとすること

- (a) Aに属する立法案については、従前どおり法案の全文を文書で高等弁務官に提出してその承認を受ける。
- (b) Bに属する立法案については調整を要しない。
- (c) Cに属する立法案については法案の大綱を示して口頭で調整を行う。

(3) 改善策

政治権力の最も大きな作用である立法作用の前提となる立法勧告が適切かつ合理的に行われるよう米国民政府と琉球政府が意見の調整をすることが必要なことは云うまでもない。しかしこの調整制度の目的は琉球政府の立法事項の基本的な問題について勧告及

び助言をすることにあり、その実際の運用に当つてはこの目的の範囲内に止まるとともに琉球政府の自治を最大限に認めるべきである。即ち

(a) 行政命令第十一節の規定により拒否権の対象となる立法勧告案については従来どおり調整を要することとする。

(b) その他の立法案については調整を要しないこととする。

(4) 参考法令

1951年米国民政府訓令第三十号

行政命令第十一節

3 日米琉懇話会の設置について

昨今六月ワシントンで行なわれた池田、ケネディ会談の結果「米国は琉球住民の安寧と福祉を増進するための一層の努力を払う旨を発言し、又日本政府の協力を歓迎する旨述べ、日本政府はこの目的のため協力することを確認している。

更に本年三月二十日発表された米国大統領の沖縄に対する新政策によると「琉球住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進するための援助の供与方について日米間に協力関係を実施するための明確な取り決めを作成すべく日本政府と討議を開始することになつてゐる。

日米両国の積極的協力態勢による沖縄援助の拡大が約束されている今日、援助を受ける琉球側もまた充分な計画をたて実施についても常に日米両国政府と緊密な連携を保たなければならない。沖縄に関する外交の基本はもとより、日米間の外交機関で話合うべきものであるが、このような高度の政治的又は外交上の問題を離れて事務段階においても日米両政府はもとより琉球側も加えた意見の調整や援助費の執行の手続、日米間の討議のための準備等についてが打合せ

9

ることは日米間で決定をみた政策の円滑な実施のため不可欠のことだと考える。この場合の組織ないしは構成については、討議事項によつてその都度本土政府関係各省、米国民政府及び琉球政府の各関係者が加わることにする。よつて日米琉間の懇談の機会をもつ何らかの機関の設置について協力を要請する。

10

4 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大について

(1) 経緯と現況

行政命令第十節の規定によれば琉球政府裁判所は次に掲げる者を除く琉球列島にあるべすべての人に対する刑事裁判権を有することになつてゐる。

(a) 合衆国軍隊の構成及び軍属

(b) 合衆国公民で合衆国政府の被雇用者である者

(c) 上記(a)(b)に掲げたものの家族、ただしその家族が琉球住民である場合を除く。

しかし、高等弁務官は合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす事件で自己の指定する事件については琉球政府裁判所から刑事裁判権を撤回することができる旨規定されている。

米国民政府は、従来、琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所の刑事裁判権について民政府法令に違反する罪についてはすべて民政府裁判所に裁判権があるとの解釈をとつてきた。即ち1958年2月11日付民政府書簡によれば1955年民政府布令第144号（刑法及び刑事訴訟手続）の2.2.32条（禁止された政治活動）に規定する罪についてその裁判権を琉球政府に附与する旨述べている。1958年3月31日付民政府書簡も同主旨である。

米国民政府は1958年9月8日付書簡で、従来の考え方を
(42頁参考)

或程度修正し民政府布令 144 号に規定する罪のうち四十箇条について行政命令第十節の規定に該当するものと決定した旨通知してきた。行政命令第十節の主旨は米国に利害関係があるかどうかはその事件の態様、性質、嚴重によって個々の具体的な事件によつて判断すべきものであり極めて軽微な窃盜事件についてまで琉球政府裁判所の裁判権を否定するものではないと考える。

(2) 改善策

現行の民政府審査を廃止し、原則として琉球政府裁判所に第一次管轄権を与えることとし個々の事件について、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす事件であるかどうかを判断し、琉球政府裁判所の裁判権を撤回する決定をすべきである。その場合においても行政命令第十節の規定を厳格に解釈し可能な限り琉球政府裁判所の裁判権を拡大するよ要請する。

(3) 関係法令

行政命令第十節

1955年民政府布令第144号

5. 本土琉球間の逃亡犯罪人引渡し制度の確立について

(1) 起緯と現況

琉球と本土との地理的条件、交通事情等からして犯罪者が刑事責任を免かれると、本土に逃亡する者が後を絶たず刑事政策上の盲点となつてゐる。琉球における司法の構成を確立し、社会秩序の維持を企てるためにも早急に本土琉球間の逃亡犯罪人引渡し制度を確立する必要があるとして琉球政府では1954年以来再三にわたりて米国民政府に対し必要な措置をとるよう依頼してきたが外交上の見地から専門中である旨の回答に接しているだけで未解決のまゝになつてゐる。

11

國際法上琉球が日本國の領土であり、同地域に日本國の領土主権が存在するとするのがこれまでの日本政府のとつてゐる態度であり、日本刑法第一條の「日本国内」というのを日本の領土、領海及び領空の意に解すると琉球も日本国内であるとの解釈が可能である。連合國の占領下にあつた当時（昭和24年）の沖縄に関するものであるが、刑法149条第1項にいう「国内」の中には沖縄も入ると解した昭和30年8月9日の最高裁第三小法廷の判決がある。このような考え方に対し、たとえ琉球地域に日本國の領土主権があるとしても、平和条約第三条により現在日本國の立法、司法及び行政の権限の行使が停止し、合衆国がその行使の権利を有している琉球を直ちに刑法にいう「日本国内」と解することは疑問であるとの考え方もある。昭和26年12月鹿児島県の十島村が本土に復帰した頃、同地域において同地住民が復帰前に犯した火薬類取締法違反事件を鹿児島地裁に起訴したところ、同裁判所において本件は日本國民の国外地であり、火薬類取締法違反には国外犯を罪する規定が存しないとして公訴棄却を云渡している。

いざれにせよ現実には、琉球から本土へ逃亡したり反対に本土から琉球へ逃亡してくる犯罪者に対して確固たる対策がないのが現状である。琉球政府警察局で確認した逃亡犯罪者数は次のとおりである。

(a) 刑判決賛後本土へ逃亡した為、刑の未執行の者

(1953～61年) 22名

(b) 起訴後本土へ逃亡した為公判未済の者

(1953～61年) 22名

12

(c) 本土へ逃走した被疑者(1953~61)

29名

13

(d) 本土から琉球へ逃走してきた被疑者

(1959~61年)

15名

(2) 改善策

その解決策については、国際法上ないしは刑事司法上における沖縄の地位の問題等がからみ相当困難な問題であり、琉球政府においても根本的解決策は見出していない。しかし一応次の方法が考えられるので検討を願いたい。

即ち本土と琉球間で覚書等により犯人引渡について取扱いを行なう方法が考えられるが、沖縄の国際法上の地位から疑問もあるが本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書(1952.7.10)、本土及び南西諸島間郵便為替規則(1953.1.19)の前例もあり検討を要すると思われる。

(3) 関係法令

刑法第一条、第二百四十九条

対日平和条約第三条

日米犯人引渡条約(明治19.10.8)

本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書(1952.7.10)

本土及び南西諸島間郵便為替規則(1953.1.19)

29名

13

15名

6. 国家有地管理権の琉球政府への移管について

(1) 経緯

a) 対日平和条約発効前における国県有地の管理は、陸戦の法規慣例に関する条約(ベグ陸戦条約)第55条の規定に基づき、米国が占領国として、日本の国有不動産たる国県有地を管理し、又自ら使用したのであるが、これは、米軍による沖縄占領とともに発布された米国海軍政府布告第7号によつて、総ての国有財産及び国有財産と決定された総ての財産は、南西諸島軍政府長官及び、その任命による財産管理官の管理に属する旨明確にされた。

b) 平和条約発効後における管理は、平和条約第3条の規定に基いて米国の国県有地管理権が生ずるものと解され、条約発効前に引き続き米国の管理の下におかれ現在に至つている。

c) 琉球政府は、数度にわたつて、国県有地管理の琉球政府移管を要請してきたのであるが、1960年6月2日付弁務官書簡によつて、国県有林産物の処分及び林野の賃貸については、米国民政府の事前承認の下に琉球政府が管理することになり、更に1960年9月12日付弁務官書簡によつて、干瀬の管理が琉球政府に移管された。

(2) 現況

a) 琉球政府の数度の要請によつて漸く、干瀬及び林産物の処分林野の賃貸等、一部の管理移管を見たのであるが、なお、宅地及び農耕地等、2,203,000坪(米軍使用土地を含まない)は更に1961年4月25日、文書をもつてその管理移管を強く要請してあるが、爾来何ら進展を見ないまま現在に至つている。

14

b) 国有別、地目別、国県有地面積表(単位坪)

	宅地	農耕地	雑地	保 林	山林、原野 沼、	道 路	計
国有地	53,529.74	2,266,606.00	28,272.37	5,099.30	111,806,218.98	1,813.00	114,161,539.39
県有地	448,629.99	453,947.00	17,332.00		3,189,485.00	8,800.47	4,118,190.46
計	502,159.73	2,720,553.00	45,604.37	5,099.30	114,995,703.98	10,613.47	118,279,733.85

c) 利用状況別

琉球政府管理中の山林、原野	39,424,825.58
" 使用中の宅地、農耕地	576,584.07
米国民政府が直接使用している山林、原野、宅地等	76,075,248.93
" 住民に有償で貸付である、宅地、農耕地	2,203,072.27
計	118,279,733.85

d) 干瀬及び林産物処分、林野の賃貸権移管による政府収入

(1961年度)

- (1) 干瀬貸付及び砂等の販売収入 5,320.13
- (2) 林産物収入 15,495.51

(3) 改善策

本来國有財産については、琉球住民も、その共有権を有するものであり、琉球政府にその管理権を移譲することによつて何ら不合理は生じないものと考える。さらに現在米国の管理下における賃貸料は極めて低廉で、適正を欠く点もあると考へられるので、現在住民に對して貸付けてある宅地及び農耕地等2,203,072.27を琉球政府に移管し、適正な賃貸料で貸付けることによつて、有力な政

15

16

府財源ともなり、また、該土地の適正利用の面からも、琉球政府において管理するのが最も望ましい。

因みに、上記2,203,072.27を、土地賃貸安定法に基く適正地料で貸付けるとすれば、およそ、765,000ドルなる。
この場合も最終的な管理の責任は米国側に留保し琉球政府は高等弁務官の事前承認による管理を行つて差し支えない。

(4) 参考法令

- 1 米国海軍軍政府布告第7号
借貸
- 2 土地賃貸安定法(1959年立法第1号)

7. 本土琉球間の渡航手続の簡素化について

(1) 経緯と現況

a) 琉球住民の本土渡航は、1949年10月29日付「琉球列島米国軍政府指令第23号」によつて「已むを得ない事情若しくは、琉球列島又は占領軍に卑益ある場合に限」との制限のもとに一応認められたが続いて1952年4月28日付軍政府指令第80号により、政府職員及び政府援助、留学生の本土渡航が認められた。

b) 更に1953年6月17日付、民政府指令第12号によつて一般住民の本土渡航が許されたが、その後1955年8月13日付米国民政府布令第147号によつて、日本旅行に関する管理及び手続の規定が具体的に定められた。

c) 上記布令第147号の内容は概要次のとおりである。
(1) 申請書その他所定の書類と琉球政府に提出し、民政副長官(高等弁務官)の許可を受けること。
(2) 渡航証明書は、次の場合においては、それぞれ効力を失う。

- ◎ 発行の日から 6 カ月以内に出域しないとき。
- ◎ 渡航後帰島したとき。
- ◎ 数次往復用渡航証明書の場合は、発行の日から 1 ケ年を経過したとき。

a) 琉球政府は、日を追つて増加する本土渡航に対処するため、渡航に関する規則を緩和する必要を痛感し、1959年5月7日付、文書をもつて、渡航証明書の有効期間を2ヶ年間とするよう高等弁務官あて要請し、1960年3月7日付改正第3号をもつて全布令が改正された。

e) 全布令改正第3号の内容は概ね次のとおりである。

- (1) 普通渡航証明書は、発行の日から 6 カ月後又は、1 回渡航する毎に効力を失うが効力確認申請書を提出して高等弁務官の確認を受けることによつて、4 カ年間継続して、使用することができる。
- (2) 数次往復用渡航証明書(商用渡航者に限る)は、その有効期間を2ヶ年に延長し、更に前記と同様の効力確認を受けて、2ヶ年間延長して使用することができる。
- (3) しかしながら同改正は渡航証明書の使用期間が延長されたに過ぎず、普通渡航証明書については渡航の都度、数次渡航証明書については2年目に改正前と殆んど同様な手続を要し、実質的な手続緩和はなされないまゝ現在に至つている。

(2) 改善策

現在申請書受理後、渡航証明書が交付されるまでの期間は7日乃至10日を要し、事務のそぞろするときは、2週間を超える場合も珍らしくない。これは、全一人についても渡航の度毎に全一手続を必要としているからであり、これによる住民の不便、不利益は莫大

なものであると考えるので、渡航証明書の種別及び効力確認の手続を廃止し、渡航証明書の有効期間を4年間とすることによつて、業務量を緩和し、住民の利便を図りたい。

なお、布令147号第12条によつて弁務官は既に交付した渡航証明書の返還を求め再検討することも可能であるので渡航の規制についても、実質的には何ら不都合を生じないものと考える。

(3) 参考法令

1949年10月29日付米国軍政府指令第23号

1953年6月17日 米国民政府指令第12号

1954年2月11日付米国民政府布令第125号

(4) 1953年以降本土渡航事務取扱件数

日本渡航・身分証明書の発給件数

年 度	日本渡航証明書	身 分 証 明 書
1953	16,470	711
1954	8,363	1,156
1955	9,437	1,683
1956	13,228	1,933
1957	18,844	1,731
1958	23,130	1,906
1959	24,517	1,964
1960	32,655	2,055
1961 (8月分)	32,001	1,741
計	178,645	14,880

8 民政府法令による税法の廢止について

(1) 経緯と現況

a.) 法令の適用は属地主義の原則によつて法施行地に居住するすべ

ての者に同一の法令が平等に適用されるべきであり、特定の者に
対する特別な取扱いが必要である場合には、あくまでも同一法令
の中に特別な規定を設けるべきである。

b.) 税法についても例外ではなく、法施行地において得る所得に対

しては、その所得を得る者が、いかなる者であつても同一税法に
よつて定められた租税債務を平等に負うことが法令の主旨とする
ところである。

租税が国家目的を遂行するための経費を支弁するためのものであ
る以上、その経費の負担は、当然にその国家社会において平等な
社会保障を受けてゐる者の義務である。従つて国家は租税の公平
な負担を要求している。

c.) しかしながら現実には、琉球において同一社会的保護を受けて
いる琉球住民と外国人が各々別個の法令によつてしかも著しく相

違した租税を負担していることは、甚だ不合理であるといわなければ
ならない。現在民政府布令により外国人にのみ適用されてい
る税法には所得税法（布令第114号）、自動車税法（布令第
126号）があり、琉球住民と外国人の租税負担額が著しく不公平
になつてゐる。

(2) 改善策

以上のよりな不合理な租税制度は早急に是正されなければならない
と考えるので、民政府法令による税法を廢止し、琉球政府立法にて
一本化すべきである。

所得税の布令／＼4号と民立法の負担額の比較（事業所得）

所得額の希望 / 4等を員登録との貢献額の比較 (給与所得)

被 布 合		立 法		税額		税額		税額		税額		税額		税額		税額		税額					
独身者	(a) 民立法	布合	立法	\$ 0.19	0.9	\$ 1.28	4.2	\$ 4.41	8.8	\$ 8.41	12.0	\$ 15.41	15.4	\$ 28.83	23.2	\$ 45.45	22.7	\$ 65.16	26.0	\$ 85.71	28.5		
夫婦者	(b) 布合	立法	布合	-	-	-	-	-	-	2.00	2.8	5.00	5.0	10.33	6.8	16.33	8.1	23.00	9.2	30.00	10.0		
夫婦者	(a) 割合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	420.5	308.2	279.0	278.5	555.8	420.2	527.4	384.7	361.2	492.9	420.0	300.0		
夫婦者	布合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	5400	3.3	10.33	5.1	16.33	6.5	23.20	7.6	31.2	10.0	27.7	9.5		
夫婦者一人	布合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	2.08	4.1	5.50	7.8	11.91	11.9	24.75	16.5	41.37	20.6	60.50	24.2	80.50	26.8
夫婦者二人	布合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.00	2.5	10.33	4.1	16.33	5.4	23.20	7.6	31.2	10.0
夫婦者三人	布合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	1.20	2.4	4.31	1.1	10.41	10.4	22.91	15.2	39.33	19.7	58.16	22.2	78.17	20.0
夫婦者三人	布合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.00	2.0	10.33	3.4	16.33	5.0	23.20	7.6	
獨合	布合	民立法	布合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.00	1.6	15.11	5.6	

22

自動車税の布令と民立法による比較

種別	区分	民立法	布令	備考
普通乗用車	自家用 年額	21	\$ 6.67	
	営業用	17	16.67	
トラック	積載量 1屯以下のもの	13	12.50	
	1屯をこえ3屯まで	17	16.67	
	3屯をこえ5屯まで	21	20.83	
	5屯をこえるもの	25	25	
小型自動車に 属するけん引車	4屯以下のもの	11		
	4屯をこえるもの	17		
バス	定員 40人以下のもの	34	25	
	40人をこえ60人まで	42	33.33	
	60人をこえるもの	46	37.50	
ト、レーラー		35		
小型自動車	自家用	17	5.83	
	営業用	13		
	乗用車以外のもの	9		
	二輪車	5	5	
	二輪車	4	3.33	
軽自動車		—	1.67	

23

変遷

1 所得税法 民立法(1952年4月2日) 布告(1953年7月24号)

公布年月日	立法番号	備考	布令年月日	布令番号	備考
1952.10.2	44号	創設	1953.7.24	布令第14号	
1954.9.5	44号	一部改正	1954.6.26	"	一部改正
1955.8.16	36号	"	1954.11.10	"	"
1956.10.12	78号	"	"	"	"
1957.8.2	41号	"	"	"	"
1959.8.29	177号	"	"	"	"
1960.9	111号	"	"	"	"

24

2 法人税法 民立法(1953年4月20日) 布令

公布年月日	立法番号	備考	布令年月日	布令番号	備考
1953.4.20	24号	創設	1953.7.24	布令第115号	
1954.10.22	62号	一部改正	1956.8.31	"	一部改正
1959.8.11	157号	"	"	"	"

3 自動車税法(民立法) 個人所有に係る自動車の公道通行税支拂(布令)

民立法(1953年5月3号) 布令(布令第126号)

公布年月日	立法番号	備考	布令年月日	布令番号	備考
1952.12.3	58号	創設	1954.2.5	126号	創設
1953.1.10	6号	一部改正	"	"	"
1955.10.28	87号	"	"	"	"
1956.9.18	64号	"	"	"	"
1958.9.27	69号	"	"	"	"
		"	"	"	"

25
(3) 参考法令

1953年7月21日付米国民政府布令114号
1954年2月15日付米国民政府布令126号
1952年10月2日付立法第44号
1953年4月20日付立法第21号
1952年12月3日付立法第58号

26
9. 本土政府による対琉技術援助の拡大について

(1) 本土政府による技術援助の実績

	昭和34年度		35年度		36年度		37年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
講師	34	7,565,134円	53	13,419,000円	52	13,419,000円	32	13,624,540円
研修生	57	2,329,000円	56	4,597,000円	69	4,716,000円	79	5,331,820円

(2) 技術援助拡大についての要請

a) 派遣講師について

琉球に対する本土政府による技術援助は、昭和34年度以来継続して実施され、適切なる行政執行並びに行政能率の向上に多大の効果を挙げているのであるが、派遣講師の場合においては従来滞琉期間が1ヶ月乃至2ヶ月程度で、関係機関における理論的な指導助言に止まり行政執行の細部に亘る部門即ち、計画、執行、結果等と一連の関係における技術援助はなされていない現状にある。一部例えば、モデル農場に対する5名の5ヶ年、或は無医村派遣医師15名の2ヶ年間等の長期技術援助がなされ、多大の成果を収めつつあるので、将来における技術援助については出来得る限り期間を長期化して、単に理論的指導助言に止まらず、行政執行の段階における具体的な技術提供を行い、傍ら琉球における行政技術の量的充足等も併せて御配慮願いたい。

例えば

- (1) らい、結核、精神病等特殊疾病に対する長期技術提供と現地における専門医の養成訓練
(2) 土地調査等に対する指導官の長期派遣
b) 研修生の本土派遣について

琉球政府職員の本土における研修についても特別の御配慮を賜

り、その資質向上に多大の成果を収めているが従来、本土における研修は、研修所或は講習所等における理論研修が大部分である。

このような理論研修が職員研修の基本をなすことは勿論であるがさらに一步を進めて、行政組織の中の一員としての実務の研修もまた重要であり、特に行政経験の浅い当政府においては、このような実務研修の必要を痛感させられる。

現在、教員、警察官、刑務官等一部の行政部門については、既に本土政府の組織の一員として実務を担当し、長期に亘る研修を受けて多大の実績を収めているので、他の一般行政部分についてもこれと同様な措置を講じていただくとともに、研修生受入人員の拡大に拡大についても特に御配慮願いたい。

1.0 琉球政府東京事務所の機構及び権限の拡大について

(1) 経緯と現況

a.) 政府東京事務所は 1952 年 1 月臨時中央政府商工局の附属機関として設置され、日琉球貿易代表事務所と呼称された。その所掌事務は(a)貿易に關し日本政府との非公式接衝に関する事(b)貿易の促進に関する事(c)その他經濟問題に関する研究調査に関する事とされた。その後多少の変遷を経て 1954 年 7 月琉球政府行政主席官房の所管に移され名称も琉球政府駐日代表事務所と改称され所掌事務も全般的問題に關し日本政府との連絡及び研究調査をするものとされ、同時に大阪に大阪雇用連絡事務所が新設され東京の日代表事務所の所管となつた。

1957 年 7 月大阪に大阪物産斡旋所が琉球政府經濟局の附属機関として設置された。

1961 年 8 月琉球政府は大巾な機構改革を行い駐日代表事務所についても名称を東京事務所に改称するとともに東京事務所長の資格を特別職に格上げし附属機関から外局へ改組し更に職員定員を 14 名から 18 名に増員することを決定し立法院の議決を得て高等弁務官に承認を求められこれに対して高等弁務官はこれを承認できないとした弁務官布令を公布して琉球政府立法の修正を行つた。その主なる理由は外国及び国際機構との交渉は國務長官が責任を負うよう行政命令よつて規定されており琉球政府の提案する改組はこの主旨に反するものであるとしている。

それに加えて東京事務所に関する権限、目的、運営、機能、活動及び事務的責任を定めるすべての規則、命令及び訓令は同事務所の权限及び運営が行政命令に反しないことを保証するため、あらかじめ

高等弁務官に提出しその承認を得なければならないこととされた。

現在の東京事務所は1961年8月1日付高等弁務官布令第38号によつて修正された琉球政府行政組織法に基づく東京事務所組織規則(1962年2月9日規則第19号)によるもので東京物産斡旋所、大阪物産斡旋所及び大阪雇用連絡所をも含する。所掌事務は米国政府及び日本政府が事前に同意した事業の実施を促進することとされいかなる場合においても琉球政府を代表して政府対政府の協定又は交渉を行うことはできないものとされている。

(2) 改善策

去る3月20日発表された米国大統領の新政策は、日米両国の協力体制による対琉經濟援助の拡大と琉球政府の自治権の拡大を約束するものであり、琉球政府は東京において本土政府と援助受け入れ等について種々の打合せをする機会が多くなることは云うまでもない。もとより沖縄に関する日米間の交渉は外交上のレベルにおいて日米両国政府間で討議されるべき問題であるが、その準備ないしは実施の段階においては本土政府と琉球側との連絡も緊密でなければならないと考える。

東京事務所の現在の定員或は機構を拡大強化することは何ら行政命令に定める國務長官の権限と抵触するものではなくかえつて日米両国政府の交渉をより円滑にする結果になると考える。よつて米国政府がこの問題についてより一層の理解を示すよう積極的な交渉をされるよう要請する。

(3) 関係法令

行政命令第三節

1952年1月14日付臨時中央政府商工局設置法

29

1954年8月6日付立法第24号

1957年7月26日付経済局組織規則

1961年8月1日付立法第100号

1961年8月1日付弁務官布令第38号

1962年2月9日付規則第19号

a. 海外における琉球住民の身分の明確化について

(1) 経緯と現況

琉球に本籍を有し現に居住している住民が外国へ渡航するときは1955年8月13日付米国民政府布令第147号第18条の規定により高等弁務官の発給する身分証明書を携行することになつてゐる。この身分証明書は高等審務官によつて琉球住民であるとの身分の証明と渡航先の外国の官憲は対し旅行についての必要な便宜を与えるよう要請するものであるが、渡航先の外国政府の取扱がまちまちであり事実上移住のための渡航者の入国査証の取付けや身分保護の問題で不便を感じてゐる実情である。

琉球住民が日本国籍を保有していることは何ら疑問のないところであり第三国で日本の外交保護権が及ぶことについても日米両国政府とも認めているものと解してゐるのであるが、平和条約第三条による米国の沖縄に対する施政権行使と関連して正式な旅券の発給権者ないしは琉球住民の第三国における地位は必ずしも明確であるとは云へない。

(2) 改善策

この問題は日米両政府において外交上のレベルから沖縄に対する米国の施政権の範囲内でどのように解決するのが適当であるかについて討議されなければならないと考えるので日米交渉において充分検討されるよう要請する。

30

(3) 關係法令

・対日平和条約第三条

1955年8月13日付米国民政府布令第147号
 民需室

1.2 石油事業に関する管理権の琉球政府への移管について

(1) 経緯と現況

琉球經濟がやつと立ち直り始めた1950年にカルテックス社が琉球の石油市場に入ってきた。即ち同年に米国政府の資金により貯油所、パンプ、パイプラインのターミナル施設が建設され、それ以来カルテックス社が米国政府の代行機関として、その施設の運営に当つてきたが、この契約は1950年から1955年まで継続し同年から毎年契約を更新することとなつて1960年に至つている。この制度の下ではカルテックス社は民政府の代行機関として中東及び東南アジアにある同社石油精製工場から製品を輸入し民政府施設のタンクに貯蔵するがこの場合カルテックス社は民政府の施設を利用し、手数料を得るのみで同社としての事業を行わない。換言すれば、民政府がターミナル施設の運営、石油製品の輸入、販売並にカルテックス会社業務の管理代理者として価格の統制に任るのである。琉球石油株式会社は卸売業者として販売に必要なだけを仕入れ、各特約店及び給油所への卸売と出荷業務を担当している。この場合琉球石油もカルテックス社同様民政府によつて定められた手数料を収益としており残りの利益金はいわゆる油脂納付金として琉球政府に納めるのである。

1960年に至り民政府はこの制度は近年における琉球經濟の発展にそぐわないとして、石油事業の統制を緩和する措置をとつた。

即ち民政府は石油事業から手を引き、石油供給業者にターミナル施設を貸し、同業者は民政府とは独立して事業を行う、しかし民政府は合同石油審議会を通して運営並に価格に関しては最終的権限を留保することとした。1960年5月23日に高等弁務官布令第31号「合同石油審議会」が発布されこれに基く国際入札の結果、日本石油が民需のモータガソリン、ジェット機燃料及びケロシンを一切供給することになり、残りの包装製品及び航空ガソリン等の石油類や、那覇ターミナルの運営及びその他の石油サービスに関する契約はカルテックス社に落札した。兩者共1961年2月1日から3ヶ年に亘る契約である。民需のルーフィングセメント、アスファルト、シンナー、ソルベント等の末梢製品は自由貿易に移された。

1960年12月販売事業をもろん沖縄石油株式会社が設立され翌年1月に首席民政官に対し事業の認可申請を行つたが却下された。同社はこの不認可は同布令に違反するものとして再審査を要請したが1962年1月に至つて「民政府の決定権は布令第31号の規定する権限においてなされるものである」として再び却下された。販売業者は現在でも琉球石油一社である。

琉球石油を通じて全琉に販売されている数量は年間約3500万ガロンであるが、その外に外国航路船舶や民間航空機等の需要が約1700万ガロンでカルテックスにより供給されている。

島内の価格体系は全琉ブルー制になつておらず大口、小口価格が廢止されて一品目一価格となつてゐる。

(2) 改善策

(1) 石油事業の許認可権について

布令第31号は石油事業に対する民政府の直接干与ができるだけ縮少し、琉球政府に大巾な発言権と参与権を与える方針をとっているが、実質的には従来と何ら変ることなく、石油事業に関する許認可権は米国民政府が保有している。即ち同布令による石油審議会の委員5名のうち、2名は琉球政府の職員から任命されることになっているが、決議は3票以上の多数決によるので、琉球政府は立場は非常に弱い。

経済政策立案に関する実質的権限を琉球政府に与えることは、責任ある政府としての発展を助長するための必須の条件である。

特に石油にあらゆる工業及び運輸業の、又一般家庭のエネルギー源として極めて強い公共性を有している。このように重要な石油事業に関しては、民需要に限りその管理権を早急に琉球政府に移管し、営業の許認可について米国民政府は干渉すべきではない。

(2) 石油製品の選択権について

現在琉球に輸入しようとする石油製品の種類の決定も布令第31号による根柢によつて民政府によつてなされているため、琉球經濟によつて非常にマイナスになつてゐる点がある。例えば、琉球の海運会社の所有する外航船が、わざわざ日本でA重油あるいはB重油を購入するが、これは琉球で待られる油脂燃料の種類と価格が、機械と経営上の問題にマッチしないためだと思われる。輸入石油製品の選択権が琉球政府にあれば、需要者の要求する種類の油脂燃料を輸入することができ、従つて企業の合理化が推進されよう。

(4) 油脂納付金について

現在、琉球政府才入項目の一つに油脂納付金があるが、この性格が非常にあいまいである。油脂納付金とは、琉球石油扱いの石油から生ずる利益金で、琉球政府に納付されているものである。

石油の消費者価格は一定に定められているので、この油脂納付金は當時変動する国際価格に対する一極の調整金的性格を持つており、従つて国際価格の変動によつて、油脂納付金は不確定に増減する。その対象である石油の重要性及びその額の大きいこと(62年度予算額240万ドル)などから考えて極めて重要な財源

があるのにもかくらず、このような不安定性を有しているのは好ましいことではない。

また、油脂納付金の根柢が不明で、琉球政府自体の収入であるのか、あるいは米国民政府から補助金であるのか、その性格がはつきりしない。たゞ米國大統領の予算教書には「米國の配分する石油収入」として、1963年度に260ドルの油脂納付金を琉球政府才入に見込んであるので補助金としての性格を持つているのではないかと考えられるが明確ではない。

自己財源を確立することによつて、琉球政府の主体性を確立するため、上記の如き不明確な性格をもつ油脂納付金制度を廃止して、明確に法的根拠を持つ油脂税に切り換えるべきである。

(5) 関係法令

1960年5月23日付高特弁務官布令31号「合同石油審議会」

(同布令の概要は別紙)

1960年5月23日付高等弁務官布令
第31号「合同石油審議会」の概要

構成

前文

第1条 組織

第2条 機能及び職務

第3条 発効期日

前文

前文においては、たえざる新進発展の結果、他の関係者及び機関により大きな参与の機会を与え、今後生ずる有利な情勢をできるだけ充分に利用できるようにするため、現在の石油の輸入及び配給の制度を、自由かつ融通のきく方向に変革する必要があると述べ、更にこの目的の達成のために、琉球の石油供給及び配給事業における競争を制限している現在の契約制度を廃止すること、実際的運営に対する米国民政府の直接干与をできるだけ縮少すること、琉球政府に、事業全般について大巾な発言権と参与権を与えることなどの方針を米国民政府は採択した旨及びこの方針の実施は諮問委員会の設置によつて達成出来る旨述べている。

第一条 組織

審議会は民政官任命による5名の委員で構成され、そのうち2名は政府から、1名は琉球列島米陸軍から任命され、2名は琉球政府職員から行政主席が指名することになつてゐる。各委員の任期は、任命権者の任意である。

表決についての定足数は4名であり、審議会の決議はすべて3名以上の多数決である。

第二条 機能及び職務

まず、審議会は琉球の石油事業に関する政策、運営、管理に関する事

35

項についての首席民政官の諮問機関としての機能を有すると、その機能を明らかにしている。審議会が行なうすべての職務上の処置（命令、指令、規則及び書翰を含む）は民政官の事前承認を必要とする。

審議会の職務として別に沢山規定されているが、そのうち主なものを挙げると、次の如きものである。

- (1) 琉球の石油事業の管理に関する規則を制定し、これに関する政策を形成すること。
- (2) プール価格、特恵措置及び数量による割引等の各種要因を充分考慮して、すべての石油製品の最高小売価格及び原価差額表を作成すること。
- (3) すべての石油製品供給及び配給業者の適切な基準を定めること。
- (4) 第二次の供給業者（精練業者を含む。）及び配給業者として琉球列島への入域を申請する機関又は個人の申請を審査すること。
- (5) すべての取引及び配給権申請を審査すること。
- (6) 「未梢製品」として政府の規制を免かれ、自由競争にまかされる特定の品目の定義をすること。

第三条 発効期日

1960年6月1日から発効

36

◎琉球列島米国民政府訓令第30号(1951年6月7日)

37

臨時中央政府の立法手続

1 参考

A 1951年5月22日附民政府指令第6号首題「行政主席及び副主席に関する補充規定」

B 1951年5月22日附民政府指令第5号首題「立法院の手続」

C 1951年6月4日民政府一般命令第41号「連絡事務所設置及びその職務について」

2 略語

P・O・G

琉球臨時中央政府

U.S.O.A.R

琉球列島米国民政府本部

3 序文

恒久的琉球政府中央政府設立準備期間中において、恒久的中央政府設立に関する組織法を含む基礎的法律が多数制定されるが、琉球の基礎的法律制定過程においては、その根本的要点は、民政府の政策^{一致したものでなければならぬ故に民政府の政策}と一致する法律を制定し、関係者一同が、実際的経験の利益を得る目的のため、左の手続をとる。

4 法案作成に関する民政府の政策

A 迅速

迅速とそれによる時間の節約は、法案の提案並びにその制定に必要欠くべからざるものである。

B 法案の作成

中央政府立法院により制定されるべきすべての法案は、法案の作成を正当に委託された立法院の委員会或は中央政府の主たる関係各局によって、中央政府において作成される。

5 本訓令に用いられた語句の意義

A 連絡

立法院委員会又は中央政府各局の法案作成中法案作成に関し繰えず情報、意見、専門的援助指導を与える為の中央政府の各局及び立法院委員会と民政府各部との継続的な連絡活動をいう。

B 民政府各部間の総合調整

法案の作成に主たる関係のある民政府の各部が、該法案が民政府の政策と一致しているか、否かを検討、決定し又は当該部内及び法案の作成に従的関係にある民政府の他部での査照により必要な修正をなす為に、優先的になすべき非公式の措置をいう。

6 目的

A 法案作成に関する経験

恒久的琉球中央政府の設立されるまで、法案作成について中央政府立法院及び各局の全職員に経験を与え、且つかゝる法案の作成過程中に相互間で非公式に総合調整をなす経験を与えること。

B 民政府各部の連絡義務

法案の作成や総合調整に當つて、中央政府の各局及び立法院の委員会或は時により同院委員会との非公式な連絡を保持するための民政府部の手続を設定すること。

C 民政府各部間の法案作成の総合調整

法案の作成に従的関係のある民政府各部との必要なる総合調整を行い、民政府の政策と該法案の一貫を確めるため、該法案に主たる関係を有する民政府各部がとるべき手続を設定すること。

D 民政府と行政主席並びに立法院間の連絡

立法院における法案作成及びその修正の手続に關し又は立法院

38

に公式に提出された凡ての法案の立法化についての審議に関して、民政府と行政主席間又は民政府と立法院間の効果的な連絡をなすこと。

7 法案作成に関する手続

A 計 算

中央政府の各局は、その所管事務について責任を有するものであるから、関係各局の当局者は、中央政府の他局の立法院の人々よりもその職務を指導し、管理するための立法院についての詳細な専門的知識を有するものと思われる。そこで、法案は多くの場合その法案に主たる関係のある特定の局において発案されるが立法院の一委員会や同院委員会において発案することもできる。しかし立法院において発案された法案作成手続及び立法院の一或は同院委員会間と該法案に主たる関係を有する中央政府の各局は勿論、該法案に従的関係を有する中央政府の各局間の総合調整の手続は、その法案と主たる関係のある中央政府の当局で発表された法案作成手続と本質的には同じである（左記七項B号参照）。民政府の政策と一致させるため、法案の最終的査照は民政官によつてなされる。そこで法案作成手続終了後、すべての法案は、それが何れの局で発案されようと立法院による審議及び立法化のため民政官をつうじ中央政府行府主席に階置をなすよう回送される。

B 中央政府の局で発案された法案

法案作成の際、それに主たる関係ある中央政府の局は、それに従的関係を有する中央政府のすべての局と協力調整する。すべての職務中、第一番になすべきこととして、民政府の各部は法案研究及びそれと従的関係を有する民政府の他部と同法案について総合調整をなす責任を有する。かかる総合調整について主たる関係

ある民政府の部は、その法案に主たる関係ある中央政府の局に最終的草案準備に必要な援助を与える職務を有し、民政府は、参考のため、同案の英訳三通を受ける。そこで当部は、最終的草案の査照をなし、必要な面で他部と総合調整をなし、適当な意見書とともに同法案を民政官に提出する。若し、民政官に異議がなければ該意見書を添えて、連絡事務所をつうじ中央政府行政主席に送付する。法案の一通は、連絡事務所で保管し、法案未決ファイル（つづり）に修める。注意すべきことは、民政官事務局から中央政府行政主席宛に法案の送付をすることは、もし立法院で該法案を閣決し行政主席が承認すれば、民政官事務局が該法案を事前に承認したと見なしてよい。

C 主たる関係を有する局としての連絡事務所

民政府連絡事務所は、次の事項に關し主たる関係を有する。

- A 一般法令と行政方法
- B 行政主席の手続と権能
- C 立法院の手続と権能
- D 立法院による変更と修正

前記七項B号に従い、中央政府行政主席の階置のため法案を公式に送付して後、立法院による法案の変更修正は、それが重要なものでない場合においては立法院とその法案に主たる関係ある二局間で非公式に総合調整する。法案に主たる関係を有する民政府の部の意見で該変更が事実上大である場合は、若し民政官が該変更を承認すれば、民政官は当該変更、修正に異議なしとの趣旨のステートメント（声明書）を民政府連絡事務所を通じ、中央政府行政主席に送付する。

41

8 民政府連絡事務所、連絡職務

民政府連絡事務所は、中央政府行政主席と又は行政中席事務局を通じて中央政府立法院と密接な連絡を維持する。友好的な非公式の形においてひんぱんに訪問連絡をなすよう指示されている。前記六項A号に略述した目的を迅速に達成するため、中央政府立法院の民主的機能についての建設的意見、情報討論の可及的自由な交換が必要である。

副長官の指図により

陸軍大佐

ジエイムス・エム・ルイス

米国民政府
首席民政官室
APO 331

42

1958年9月8日

HORI-OA 013

首題：米国民政府裁判所及び琉球政府裁判所の裁判権について
あて：行政主席

- 1 首席民政官への権限の委任についてと題した1958年7月1日付書簡によつて、高等弁務官は行政命令第10713号に基く米国民政府刑事裁判所の刑事裁判権の行使に関する権限の或る部分を首席民政官に委任したが、その中には該行政命令の第10節b(4)項の規定により合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす特に重大な特定の事件を第1審において決定する権限も含まれた。
- 2 このように委任された権限に基き首席民政官は、別紙に列挙された改正布令第144号刑法並びに訴訟手続法典(1955年3月16日付)による犯罪にかかるすべての刑事事件を合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす特に重大な特定事件に該当するものと決定した。
これらの事件に対する第1次裁判権は米国民政府刑事裁判所が行使する。
- 3 別紙に列挙された以外の民政府布令第144号による犯罪並びにその他の民政府布令及び民刑法による犯罪についてすべて琉球政府の刑事裁判所が第1次裁判権を有する。別紙列挙した他に更に適用犯罪を追加する権限及び行政命令第1071号の10a(2)節若しくは10b(4)節の規定に基き以上の他に合衆国にとつて特に重大な事件となる犯罪を決定する権限は特別に保留する。
- 4 前述の規定に従つて直ちに裁判権を行使する権限をここに琉球政府の刑事裁判所に与えると共にすべての検察官その他関係ある法執行官にこの旨を即刻通達するよう要求する。

首席民政官

ポンナ・F・バージャー准将

琉球列島米国民政府

A P O 331

改正された1955年3月16日付民政府布令144号刑法並びに訴訟手続法典中次の条項の違反は、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす特に重大な特定の事件を構成するものと決定する。

条 項

- 2.2.1 合衆国に対して武器をおびること。
- 2.2.2 重罪（1年以上の懲役をもつて処罰すべき罪）を犯す過程において死に至らしめることを含み公務中の合衆国軍隊要員又はガードを故意に不法殺害すること。
- 2.2.3 合衆国軍隊要員である婦女を強姦し又は強姦する意図をもつてこれに暴行を加えること。
- 2.2.4 合衆国政府又は琉球列島米国民政府を武力をもつて顛覆することを主張する勢力若しくは組織に雇われ又はその利益のために偵察行為若しくは破壊行為に従事すること。
- 2.2.5 武器、弾薬又は爆発物を不法に所持すること。
 - 2.2.5.1 銃器、弾薬又は爆発物の所持、譲渡又は使用に関する免許の条件に違反すること。
- 2.2.6 3,000円以上の価値のある合衆国又は合衆国軍隊要員の財産を窃取し、横領し、不当に所持し又は故意に破壊し若しくは破損すること。
合衆國又は
- 2.2.7 合衆国軍隊要員からの物品を不当に売買すること。
- 2.2.8.2 沈船カナダ・ビクトリー号周辺の制限海域に不当に立入ること。
- 2.2.9 合衆国政府、米国民政府又は琉球政府に対する叛乱のため煽動すること

43

44

- 2.2.10 軍又は政府の所有する通信、電力、給水、燃料配給、運輸、衛生等の施設を妨害し又は破壊すること。
- 2.2.10.1 電話線、送電線に用いられる型のワイヤー又はケーブルを正当な理由なくして所持すること。
- 2.2.11 合衆国政府又はその代行機関が発行した通貨を偽造し又は偽造と知つてかかる通貨を所持すること。
- 2.2.12 公務中の合衆国軍隊要員又はガードに対し兇器をもつて暴行を加えること。
- 2.2.12.1 公務中の合衆国軍隊要員又はガードに対し暴行を加えること。
- 2.2.13 合衆国政府又はその代行機関の権限の下に行行為する者に賄賂を提供すること。
- 2.2.15 米国民政府又は軍の裁判所における偽証罪合衆国又はその代行機関によつて又はそのため行われる公式の訴訟手続過程において画面による虚偽の陳述をなすこと。
- 2.2.16 合衆国政府又は米国民政府に対し虚偽の又は欺瞞的請求をなすこと。
- 2.2.17 合衆国の権限の下に行行為していると詐ること。
- 2.2.18 合衆国政府又は民政府に対して誹謗的又は煽動的な印刷物又は文書を発行し又は配布すること。
- 2.2.20 合衆国以外の国の国旗を公的又は政治的集会又は行列で許可なくして掲揚すること。
- 2.2.21 逮捕に抵抗すること又は民政府の権限の下に逮捕された若しくは逮捕されようとする者の逮捕を妨害し或いはその逃走を援助すること。
- 2.2.22 民政府裁判所の命により勾留されている場所から逃走すること

45

- 2.2.2.3 民政府裁判所が容認した約束又は宣誓を破ること。
- 2.2.2.8 このリストに列挙された民政府法令違反に関する共謀、帮助又は事後共犯。
- 2.2.2.9 このリストは列挙された民政府法令違反未遂。
- 2.2.3.0 重罪を犯す意図を以つて合衆国軍隊要員の住居に侵入すること。
- 2.2.3.1 重罪を犯す意図を以つて合衆国軍隊要員の住居又は合衆国政府若しくは合衆国軍隊要員のその他の建造物若しくは構内に侵入すること。
- 2.2.3.3 許可なくして無電送信器を所持し又は使用すること。
- 2.2.3.4 戦兵隊、海軍沿岸巡察隊又は民府特別警察官による解散命令をきよ絶すること。ただし、民警察による解散命令のきよ絶は合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす特に重大な事件ではない。
- 2.2.3.7 合衆国制限地域内においては許可なくして撮影し、書き、略図し、地図に表わし、又は土地若しくは水域の設計図を作成すること。
- 2.2.4.2 合衆国又はその代行機関によつて発行されたパスポート、通行証、許可証、身分証明書若しくは、食糧配給カード、免許証又はこれに類似の書類を偽造し、変更し、不正に発行又は譲渡すること。
- 2.2.4.4 児童を帯びずに合衆国軍隊要員の個人の財物を強取すること。
- 2.2.4.5 児童を帶びて合衆国軍隊要員の財物を強奪すること又は共犯者の助力を得て強盗或いは多大の傷害を加えて強盗罪を遂行すること。
- 2.2.1.1 法貨を受領することをきよ否すること。
- 2.3.3 財産管理官に対し次の三項の規定を犯すこと。

46

- 2.3.3.1 財産管理官又はその補佐官の職務執行に涉し又は妨害すること。
- 2.3.3.2 財産管理官が管理している財産又は財産管理官が管理することを権限付られている財産に干渉し除去し、損壊し、隠匿すること。
- 2.3.3.3 財産管理官の職務遂行を誤らしめるために文書を差替え又は虚偽の陳述をなすこと。
- 2.5.4 民政府の法令に違反して建造物を建てること民政府の法令に違反して制限地域内で不当に農耕に従事すること。

(以上)

13 琉球開発金融公社の琉球政府への移管について

琉球開発金融公社は、琉球復興金融公庫（俗に復金と称す）を改組し、1959年10月に設立されたものであるが、復金の主なる使命は、住宅の復興におかれているが、公社の場合は住宅のみにとどまらず広く琉球の経済開発を目標にし、それに対する金融を円滑にすることを使命するとしている。

その資本は、全額米国の出資となつてゐる。

その資本の総額は、

1961年度	1962年度	1963年度
\$ 29,172,000	\$ 30,558,000	\$ 32,064,000

となつてゐる。

ところで、この公社は、米琉双方から構成された理事会で運営されるたてまえになつてゐるが、その委員の構成たるや、米国側³に対し琉球側²であるのみならず、公社自体が民政府の機関となつてゐるため、最後の決定権は民政府の掌握するとことなつておらず、琉球政府として各種総合計画の一環として、公社の所管事項について計画立案はもとより、その実施ができない実情である（弁務官布令第27号琉球開発公社定款第7条参照）公社が現在まで琉球の復興発展に貢献したことは、大なるものがあり、これが運営にあたつては、今後琉球政府より積極的な介入を求めるることは、資金の効果的運用のため、必須の条件であると考える。

公社を存続することが、好ましいので、これら公社を米国民政府の指導助言の下に琉球政府の管理下に移管するよう要請する。

昭和37年4月16日
大田行政主事より川崎大臣へ。

米国の対療新政策に基づく日米会談に対する要請

(そのⅡ)

1962年4月

琉球政府

○ 経済援助について

沖縄住民の経済の発展と民生の向上のための経済援助に当つては先般策定致しました民生5ヶ年計画を基にして要請したいと思つてゐる。

御承知のとおり、沖縄はモトモト、人口過剰であり見るべき資源もなく、資本、技術、気象条件等、経済発展のための諸条件に恵まれず、更に戦災によつて、全く無の状態から出発せねばならなかつた事情等から経済水準は極めて低位にありまして日本本土と比較して見ますと、所得水準に於ては全国平均（昭和33年度）の58%、鳥取県の69%程度に位し、行政水準におきましても香川県の54%、秋田県外6県のいわゆる下位7県の55%といつた具合に各方面とも極めて低水準にあることがうかがえます。

沖縄住民の経済発展と民生向上に当つては勿論沖縄側が主体となり推進していくことは当然なことではあります、先程申し上げましたとおり沖縄の現状に於きましては、自ずとそこに限度がありますので本土政府及び米国政府の強力な御援助を要請したい所存であります。

先に策定致しました民生5ヶ年計画は香川県の1967年度（昭和41年度）行政水準の70～80%程度に接近することを目標としまして計画されたものであります、計画期間（1963年度～1967年度）の総資金量は、3億2千7百万ドルとなつております。又5ヶ年間の自己財源としましては1億8千8百万ドルと見積つたのであります。従いまして、5ヶ年間に1億3千9百万ドルの財源不足となり更に毎年度に於ては平均約2千8百万ドルの不足をきたすことになります。

この計画は、あくまで財政計画を中心としたものであります、経済進展の中心をなす所の民間企業部門が殆ど考慮されておらず、この計画からは果して住民の生活水準がどの程度に向上するかといつた本来の経済計画の使命を果すには余りにも不備がありますので今後の援助要請に備えまして琉球政府に於ては目下民生5年計画を修正中であります。

修正に當つて特に考慮される点と致しましては、

- (1) 産業の開発及び合理化のための資金導入
- (2) 国民年金制度の確立
- (3) 公務員の待遇改善
- (4) 既設定の社会保障制度の拡大充実等であります、これ等の事項を検討修正した場合は、先に申し上げた民生計画もかなりの変更が加えられ從つて援助要請の規模も又自ずと増大することは必要となつて来ます。

本土国民の御協力を御願い致します。

民生の向上及び経済発展について

目 次

1 経済について	2
1 戦前の経済概況	2
2 戦後の経済の推移及び概況	3
3 戦後の国際収支	4
4 戦後の貿易	14
5 国民所得、産業構造、就業構造	20
6 所得水準と消費水準	27
II 財政について	31
1 予算のしくみ	31
2 財政の推移及び構成	32
3 税税負担 財政の費目別構成	36
III 民生五カ年計画の概要について	38
1 まえがき	38
2 計画の目的及び目標	40
3 財政計画総括	41
4 財政収入計画	43
5 財政支出計画	46
IV 経済財政援助について	58
1 基本的考え方	58
2 援助方式	59
3 協力分野の明確化	60
4 援助の目論構	64

1. 経済について

(1) 戦前の経済概況

戦前（昭和9年～11年平均）における沖縄の人口は592,500人であるが、総面積及び耕地面積の一平方キロメートル当たり、人口密度は248人及び989人と極めて高く、過剰な人口を抱えていた。しかも天然資源に乏しくその立地条件から、糖業を除くその他の第二次生産業の振興がみられなかつた。

戦前における県民所得は次表のとおりであるが、各産業別構成比をみると、第一次産業が極めて高い比率を占めていた。

1. 戦前の県民所得及び就業者

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	計	
昭和9年 10年平均 11年	7,637,086.74	2,082,166.98	4,439,116.83	14,736,599.35	昭和12年の 換算ルート
構成比	51.8%	18.0%	30.1%	100%	1円 28.81に よりドル換 算した。
就業者数	211,000人	35,818人	41,677人	288,495人	
構成比	73.1%	12.4%	14.4%	100	
就業者/人 当所得	36.2ドル	73.66	84.98	47.97	
今産業/人 当り平均に 対する比率	75.3%	154.2	177.1	100	

（資料 第一次経済振興五ヶ年計画書

しかしながら、就業状態は第一次産業73.1%、第二次産業12.4%、第三次産業14.4%といった就業構成から全産業就業者1人当たり所得に対し、第一次産業ではその75.3%、第二次産業154%、第三次産業177%と、第一次産業は極めて低い状態にあつた。また、当時の全国平均1人当たり国民所得は、第一次産業55.53ドル、第二次産業68.51ドル、第三次産業235.72ドル、平均125.41ドルに対して、沖縄の県民所得は第一次産業において65.2%、第二次産業43.7%、

第三次産業3.6%、平均3.8。2%といつた状態であつた。

こうした低生産から、移出入の状態は次表にみるとおりであつてそのアンバランスは外国移民と県外出稼による送金によって維持されていた状態である。

移出入の状況(昭和9~11年平均)単位ドル

	総計	農産物	工産物	水産物	畜産物	林産物	鉱産物	雑品
移出	5,266,826	292,499	4,362,236	247,273	184,764	22	14,246	165,786
移入	7,615,004	2,315,528	4,337,367	142,400	14,739	364,337	185,609	255,024

註 資料は第1次経済振興五ヶ年計画

注 本土全国平均国民所得については日本農業読本(馬場啓之助著)

産業別所得および人口構成より、算出した。

(2) 戦後の経済の推移及び概況

戦争によつて生産施設をすべて破壊された琉球においては、戦後三年間ほど、もつばら米国援助による配給生活がつづき、1948年8月にはじめて自由企業がゆるされた。ガリオア経済援助は、1947年度からはじまつたが、これは生産施設、教育等の復興のほか消費生活の向上に役立つた。1951年1月に民間貿易の再開がゆるされて以来、輸出、輸入の自由化に刺戟されて、住民の生産、消費も漸次活はつになつた。

民間貿易が再開された年の1年間に、輸出高の水準は300万ドル程度にすぎなかつたにかかわらず、1,500万ドルにのぼる輸入高水準を支ええたといふことは、きわめて特徴的である。それは、米軍占領以来、その基地にたいする労務提供などで外貨が蓄積されていたことを意味する。このような関係は、その後生産が復興して輸出が伸びるようになつても、なお維持され、いわゆる「基地経済」の原型を示している。

生産および輸出貿易の伸びは、比較的に鈍い。敗戦直後の物資的飢餓を充たすためにわずかに起つた日用品工業も、その後民間

貿易による輸入品におされて潰れ、今日島内生産品としてあるものは、砂糖、バイナップルのような特産品を除けばわずかな品目が、島内需要に応じているにすぎない。輸入貿易は、島内産業の劣弱なのと外貨が比較的に潤沢な事情によつて、きわめて盛んであり、その影響で第三次産業の伸びは大きい。このような事情は産業別国民所得にもあらわれている。

(8) 戦後の国際収支

1. 国際収支と経済援助

1947年度から1958年度までに琉球に割当てられたガリオア資金は別紙第1.2表のとおり206,989千ドルにのぼつてゐる。

1959年度からはR.I.A.資金によつて從前どおり米国援助が続けられ、1959年度から1961年度までに総額34,896千ドルが援助されている。

從来の米国の経済援助は、琉球の国際収支を経済復興のパートナーとしてこれに適応するように行われ外貨保有高が増加するに従い経済援助額は減少した。

2. 国際収支の推移

軍関係に雇用された人達の給料、軍建設工事からの収入、軍人軍属及びその家族に販売する財貨、サービスの収入による弗は外貨収入の大部分を占めるようになりその額も年々増加の一途を辿つた。これがいわゆる基地収入であり、経済援助が大巾削減のあと、これが国際収支均衡の重心となつた。

基地建設工事は1950年のなかから活潑となり基地ブームとして活況を呈したから、1952年をピークとして漸次その規模を縮少しそれに伴つて1953年は景気が下向し別紙第3表のとおり国際収支も11万2千ドルの赤字となつた。

1954年に入つて米国からの現金援助と日本からの恩給年金等海外からの収入によつて次第に景気は立てり国際収支はかるうじて175万4千ドルの黒字をみるに至つた。

1955年度から1957年度までは軍建設工事の増加、砂糖、スクラップ等の輸出増、軍労務費の引上、日本よりの恩給年金の受取増、軍用地代の増額等によつて景気は活氣を呈した。そのうちでもスクラップは、本土の神武景気の影響をうけて価格が騰貴し、輸出の首位を占め俗にスクラップブームと呼ばれた。

一方国際収支は、このような好景気に伴つて輸入もかなり増加したとは言えも55年度5,933千ドル、56年度4,262千ドル、57年度6,401千ドルの黒字続いた。

1958年度は、軍用地料受取りが前年の約2倍に増加したが、本土における金融引き締め等国際収支改善実施の影響をうけて、スクラップ価格が暴落したのをはじめ、その他の輸出品も不振となり結局国際収支は1,183千ドルの赤字となつた。

1959年度は、砂糖、パイン、衣類、トランジスター等が主となつて輸出が前年度の約2倍に増加したが、軍用地の激減と輸入増加によつて国際収支は赤字続いた1,100千ドルの赤字となつた。

1960年度は本土の砂糖消費税引上に伴つて砂糖の輸出が増加したのをはじめ、パインその他の輸出も増加し軍用地料も貿易外収入も増加したにもかかわらず、基地収入が50万ドル減り、輸入と貿易外支出が増加したため440万ドルの赤字となつてゐる。

1961年度の国際収支は計画局経済研究課の推計によると、前年度より輸出が4,674千ドル、軍用地料が11,372千ドル、基地収入が1,840千ドル、その他の貿易外収入4,317千ドル増加して外貨収入の総計が144,903千ドルであるのに対し、輸入が17,000千ドル、貿易外支出が2,045千ドル増加し、景気指標上から戦後最高の好景気をもたらしたにもかかわらず国際収支は110万ドルの赤字が予想され、1958年度以降の赤字続いた。

5

を克服することができない予想である。

このように琉球における国際収支の均衡は軍用地料、基地収入、米国よりの援助、本土よりの恩給年金等の貿易外収入によつて支えられており、収入面における貿易収入は貿易外収入の僅か27%（1955年度～1960年平均）でいかに他力依存度が強いかが知れる。

6

議会承認をへて経済援助及び管理費概要

負担行為 単位千円

(第1表) 経済社会援助 (1,000円)

年 度	支 出 額 等 特 別 計 上 予 算			そ の 他 計 上 予 算		安全 保 障	經 濟 社 會	管 理 費	總 計
	對現地民 府 搬金交付	建 設 事 業 用 役	物 品 及 び 技 術 能 力 及 び 人 事 流	小 計	陸 軍 事 費 (農業余剩 災害援助) (移民援助)				
1947		9,260		9,260			9,260	2,440	11,700
1948		13,949		13,949			13,949	3,152	17,001
1949		774	24,082	24,856			24,856	2,897	27,753
1950		18,998	30,418	165	49,581		49,581	2,407	51,986
1951		12,455	24,050	240	36,745		36,745	2,886	39,631
1952		2,769	10,125	363	13,257		13,257	1,865	15,122
1953		8,824	396	9,220			9,220	1,610	10,830
1954			1,528	213	1,741		1,741	1,104	2,845
1955	1,570		65	269	1,904		1,904	1,112	3,016
1956	1,485		90	103	1,678		1,670	1,229	2,907

1957	750	39	236	1,025	1,296	2,208	180	4,709	1,248	5,957	
1958	770	53	5	283	1,111	538	1,625	0	3,274	1,435	4,709
1959	1,000	1,153	8	282	2,443	149	747	0	3,339	1,530	4,869
1960	2,999	649	2	334	3,984	386	765	200	5,335	1,631	6,966
1961	3,925	157	5	387	4,474	1,269	2,103	150	7,996	1,633	9,629
計	12,499	37,008	122,450	3,271	175,228	3,638	7,448	530	186,844	28,179	215,023

卷之三

卷之三

卷之三

年 度	高等弁務官一般資金からのもの				福祉機器 現物援助 小計	備 考 (第1表と第2表 との合計)
	琉球政府 財産管理 交付金	対琉球政府 交付金	対市町村 災害臨時費 台風救援	小 計 品 価 額		
1945~46					4,500	4,500
47					1,000	1,000
48					1,000	1,000
49					1,000	1,000
50					1,000	1,000
51					1,000	1,000
52					1,500	500
53					211	0
54					198	0
55	100		100	428	0	528
56	1,938		1,938	534	0	2,472
57	817	186	1,003	497	0	1,500
58	1,714	76	250	3,040	3	3,023

国際収支表

第3表

(単位千弗)

年 別 目 引	受					取			支			払	
	貿易	貿易 円取引	車用地料	その他の 外 小 計	合 計	貿易	貿易外	合 計	支	支 出	受 取	支 出	受 取
1949					2,827			796		2,031	2,031		
1950					9,049			3,162		5,887	79,18		
1951	3,682	18,623		1,278	19,901	23,583	16,321	477	16,798	6,785	14,704		
1952	4,985	45,704		3,298	49,002	53,987	40,003	2,032	42,035	11,951	26,655		
1953	7,403	51,204		2,697	53,902	61,305	57,875	3,542	61,417	(112)	26,942		
1954	7,391	46,940		8,213	55,154	62,545	56,483	4,307	60,790	1,754	28,297		
1955	10,823	46,451	1,748	6,164	54,363	65,186	58,522	3,733	62,255	(4)	5,933	28,842	
1956	17,405	46,632	1,190	10,579	59,401	75,806	73,650	4,407	78,057	(4)	6,513	4,262	33,103
1957	19,418	46,958	7,979	18,263	73,200	92,618	90,754	6,427	97,181	(4)	10,964	6,401	31,504
1958	13,989	48,644	16,708	17,957	83,309	97,298	96,861	6,722	103,583	(4)	5,102	(1,183)	38,321
1959	25,900	55,500	300	23,900	79,700	105,600	98,000	8,700	106,700		(1,100)	37,300	
1960	32,200	55,000	6,800	28,700	90,500	122,700	115,300	11,800	127,100		(4,400)	32,800	
1961	36,874	56,840	18,172	33,017	108,029	144,903	132,300	13,845	146,145		(1,242)	31,558	

(註) 1949~1954年は整年、1955~1960年は会計年度

1961年度は企画調整課推計

12

1961年度貿易外支出額

単位

項目	海外旅行	運	輸	保	險	投資收益	その他の支 出	無償取引贈与	島内資本	外國資本	計
	月別						一 部				
1960年											
7月	32,067.18	55,857.85	3,042.61	17,576.97	684,359.66	242,350.25	14,653.28	18,000.00	1,058,917.80		
8月	23,072.51	73,894.31	23,425.45	50,539.14	218,500.42	171,185.71	92,155.42	107,660.08	760,433.02		
9月	30,243.30	97,285.63	11,035.48	57,107.68	947,382.92	147,460.27	88,011.94	8,600.00	1,387,127.22		
10月	42,608.60	75,825.48	22,241.92	14,520.94	201,025.67	148,396.90	57,612.97	54,665.84	596,698.32		
11月	21,242.27	31,926.54	5,638.31	25,242.77	762,445.44	170,675.75	51,656.46	68,931.95	1,130,757.49		
12月	19,694.57	31,309.26	9,329.15	9,813.89	579,348.44	169,476.73	100,769.27	243,908.40	1,163,649.71		
1961年	20,067.35	13,016.88	25,013.22	4,757.13	442,076.11	240,383.10	60,004.27	242,014.93	1,047,312.99		
1月	34,651.74	16,857.80	2,879.71	10,097.41	363,611.27	152,020.08	76,567.05	249,259.13	805,944.19		
2月	21,418.03	63,735.33	27,442.39	4,591.25	1,075,997.70	335,759.17	77,515.75	291,005.68	1,895,465.28		
3月	32,422.53	45,247.47	1,132.92	1,391.15	534,015.39	228,271.11	50,892.16	175,313.95	1,068,684.68		
4月	24,961.24	36,771.63	7,100.17	2,646.87	244,557.15	187,493.36	125,321.12	319,143.66	945,975.20		
5月	13,575.46	32,826.18	11,734.51	680.85	1,187,528.53	286,970.88	95,892.32	375,262.51	2,004,471.24		
6月	311,024.78	575,564.36	148,015.82	198,746.05	7,158,826.70	1,450,441.31	869,051.99	2,153,766.15	15,445,437.14		
計											

13

第3表 備考

(4) 戦後の貿易

1. 一般概況

戦後の貿易は1950年10月布令第26号「琉球における為替及び貿易手続」が公布されて民間貿易が再開された。

1952年7月10日「本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書」(属にいいう日琉覚書)が締結されそれによつて琉球の貿易は本土にのみ依存して輸出入ともに順調に歩んできた。

1958年9月通貨がドルに切替えられると同時に高等弁務官布令第12号「琉球列島における外國貿易」が施行されそれに基いて為替管理が撤廃され、貿易手続が簡素化され、自由貿易地域が設置されて諸外国との貿易が行われるようになり、貿易も漸次国際色を帯びるようになったが、天然資源が乏しく電力及水道料金の割高や技術面、資金面等からする生産コスト高に阻まれて、現在のところ自由貿易地域内で組立するトランジスター、野球用具、カメラや衣類以外は国際市場に進出することができない状態におかれ、依然として本土の特恵措置に依存しなくては輸出の増加を期待することが望めない実情である。

このような現状からして、輸出は輸入の僅か約2.2% (1955年度～1960年度の平均)で国際収支は基地収入や軍用地料、外國援助等の貿易外収入によつて支えられている。

2. 輸出の概況

別紙第1表で知れるように、輸出は年々増加し順調な発展を示している。

このように輸出が順調に伸展しつつあることは、生産者の努力によるものではあるが就中本土の特恵措置によることが大きな原動力となつてゐる。本土の特恵措置の適用をうけている南西諸島物資は現在153品目になつてゐるが、特に輸出の基幹をなす砂糖は貿易自由化を行わない上に1959年4月1日より消費税を引上げ、パインについても自由化を避け関税を引上げる等国内産業同

14

貿易外受取、支払細目		△ 受取細目と支払細目の 異なるのは支払細目で 軍用地料がないだけで ある。	
◎ その他サービス	/ 民間	◎ 純償取引、贈与	/ 民間
1 手数料	A 個人送金	1 手数料	A 個人送金
2 フィルム賃貸料	B 遺贈金	2 フィルム賃貸料	B 遺贈金
3 軍用地料	C 引揚	3 軍用地料	C 引揚
4 その他使用料	D 恩給年金給付金	4 その他使用料	D 恩給年金給付金
5 通信費	E その他の	5 通信費	E その他の
6 クレーム	2 政府	6 クレーム	2 政府
7 外國郵便当書受	A 援助資金	7 外國郵便当書受	A 援助資金
8 ニュースサービス	B その他の	8 ニュースサービス	B その他の
9 海外事業活動		9 海外事業活動	
10 その他の		10 その他の	
◎ 島内資本	◎ 外国資本		
1 汲金	/ 潜金	1 潜金	/ 潜金
2 有価証券	2 有価証券	2 有価証券	2 有価証券
3 貸出金	3 借入金	3 借入金	3 借入金
4 その他の	4 その他の	4 その他の	4 その他の

様の措置が講じられているため別紙第2表でみれるように輸出の86%が本土向でありそれから米国、香港、台湾、東南アジア、その他の順位となつてゐる。

米国向輸出を促進するため、特恵税関税の適用方を米国に要請すべきであるとする与論もある。

5. 輸入概況

別紙第3表のとおり、輸入は年々増加し国際収支の赤字を生じせしめている大きな要因となつてゐる。

複利計算による1956年度から1960年度までの輸入の増加率は7.9%を示し、同じ計算に基く輸出の増加率5.1%、所得の増加率6.7%より高くなつてゐる。

輸入の主なるものは食糧品でそれに次ぐのが原料別製品、次が雑製品、機械運輸機類、化学製品及び薬品、原材料、動植物性油脂、鉱物性燃料石油、その他の順位となつてゐる。

国別輸入状況は第4表のとおり日本が72.7%で第1位、ついで米国、東南アジア、香港その他、台湾、現地輸入の順位となつてゐる。

15

16

項目	産業別輸出額						(単位1,000億)
	1955	1956	1957	1958	1959	1960	
農産物	46	85.3	63.5	58.5	264	341	
農産加工物	7,071	6,988	7,056	9,428	11,870	19,646	
畜産物	49.1	74	69.9	63.5	224	1,058	
畜水産物	903	929	423.6	1,113.1	946	1,258	
製造加工物	240	370	769.2	1,033.3	2,286	3,621	
鉱產物	15	9	3.2	22.9	5	23	
スクランプその他	5,456	12,462	6,997.2	3,204.2	5,847	3,782	
計	13,851	20,985	15,791	16,003	21,442	29,729	

(参考統計)

17

第2表

國別輸出実績

(単位1,000弔)

年	國別	日本	米國	台灣	香港	東南アジア	島内	計
1959	18,259	2,119	81	580	243	61	21,442	
構成比	85.15	9.82	0.33	3.17	1.13	0.29	100%	
1960	25,856	3,056	376	327	102	12.4	29,729	
構成比	86.97	10.28	1.10	0.34	0.04			

総括統計

18

第3表

分類別輸入状況

単位1,000弔

	1955	1956	1957	1958	1959	1960	
食 糧							
嗜好品・食料	19,890	25,250	24,749	24,458	26,640	31,119	
原 材 料	2,395	2,511	2,364	2,352	2,254	1,768	
礦物性燃料・石油	3,738	5,213	5,046	6,795	7,102	7,953	
動植物性油脂							
化 學 製 品	818	756	907	821	795	1,186	
原 料 別 製 品	4,409	6,107	7,310	7,312	7,910	9,444	
機 械 運 輸 機 器	14,263	19,495	18,848	20,584	25,677	30,420	
製 品	4,724	9,212	12,017	10,106	13,933	17,563	
○ 其 他	10,487	14,687	16,527	15,024	16,314	19,655	
計	338	494	573	293	378	350	
	61,118	83,807	88,561	87,971	101,210	119,791	

総括統計

第4表
國別輸入状況

(単位1,000串)

年	國別	日本	米國	台灣	東南アジア	島内	香港及び其他	計
1955		43,969	7,230	345	5,560	837	3,167	61,118
1956		58,867	11,451	444	5,705	509	3,534	80,510
1957		63,436	13,035	578	7,255	393	3,864	88,561
1958		65,755	10,032	725	7,526	230	3,682	87,950
1959		72,498	13,179	2,603	6,001	1,088	5,841	101,210
1960		87,185	14,302	2,709	6,847	246	8,502	119,791
1955~1960合		391,710	69,229	7,404	38,894	3,303	28,590	539,130
權威比(%)		72.66	12.84	1.37	7.22	0.61	5.30	100

(5) 国民所得、産業構造、就業構造

国民所得統計を中心に、戦後の琉球の産業構造の特質をみると次のとおりである。

1. 第一次産業が極めて不振である。

すなわち、第1表に示すとおり、1955年度の第一次産業所得が国民所得に占める割合は27.8%（3,258万ドル）であるのに対し、1960年度は僅か15%（2,632万ドル）にすぎない。また戦前（昭和9～11年平均）の51.9%に比べても急激な地位の低下である。ここに戦後の琉球の産業構造の本質的な変化を見る事ができる。経済の発展に伴い、第一次産業のウエイトが相対的に低するのは、歴史的経験の教えるところであるが、琉球において問題となるのは、その絶対額の起伏がかなり激しいことである。これは琉球の地理的気象的条件に大きく左右されていることを物語ついている。

2. 第三次産業が異常に膨脹している。

第三次産業所得の国民所得に占める割合は、1955年度において62.3%（7,303万ドル）であつたのに対し、1960年度は73%（12,814万ドル）と大巾に伸びている。戦前の30.1%に比べて戦後の第三次産業所得は極めて高い割合を占め、戦後の構造変化を如実に表わしている。特に戦後新らしく登場している軍属用所得が、第二次産業所得に匹敵する高い構成比（1960年度11.4%）を示していることが、これを裏書きしている。第一次第二次産業の健全な生産力の発展拡大に伴う第三次産業の健全な拡張ではなく、基地収入を中心とした膨脹であるところに経済構造上の問題が包蔵されているのである。

3. 第二次産業は漸進的に拡大している。

1955年度の第二次産業所得1,167万ドルに対し、1960年度は2,021万ドルで、173%の増加を示し、年平均増加率は約12.7%と順調に伸びている。

20

1959年後半から活況を呈した大型分密糖工場、織維工業、パイン工業、合版工業等の既設、新設工場に対する設備投資が、本格的に生産過程に入る1961年度以降においては、第二次産業の伸びはより急速に伸展していることが推測される。

4. 就業構造はかなり変化している。

第2表の所得指標における変化と同様な傾向が、就業構造にもみられる。すなわち、1960年度の就業人口39万人に占める第一次産業の割合は49.5%とかなり高いが、1956年度の54.4%に比べてかなり低下している。これに対して、第二次、第三次産業は1956年度の7.9%、37.7%から1960年度の9.7%、40.8%へと上昇している。さらに第一次、第三次産業人口の戦前の構成比各73.1%、14.4%と対比すると、所得構成比にみられたと同様に、就業人口の面においても、戦後の産業構造が大きな変化をとげていることが知られる。しかし、このような傾向にもかかわらず、琉球の産業構造において、最も深刻な問題点は、就業人口の49.5%（1960年度）を占めている第一次産業が、所得においては、僅か15%を占めているにすぎないことである。

このことは、第一次産業の極端な低生産性、低所得性、過剰就業を物語るもので、琉球の経済的・社会的問題の根源となつてゐる。

5. 産業別の所得較差が著しい。

第一次産業の低生産性、低所得性は、第3表の就業者／人当たり所得によつて端的に示されている。すなわち、1960年度の全就業者／人当たり所得450ドルに対し、第一次産業におけるそれは136ドルで、全産業平均の僅か30.4%にすぎない。これに対し第二次、第三次産業の平均所得に対する割合は、それぞれ127.1%、178%で、特に第三次産業の高さが顕著である。

21

なお、総人口／人当り国民所得は下表に示すとおり、1956
年度の158ドルに対し、1960年度は203ドルで、その年
間平均増加率は6.4%とかなり高い。
しかし、日本全国平均299ドルに対し、67%にすぎない。

22

國 民 所 得 と 人 口

	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度
國民所得 (百万ドル)	126.67	138.60	144.56	154.64	175.62
総 人 口 (千人)	801.1	816.8	830.3	846.7	862.2
人口一人当 所得(ドル)	158.1	170.0	174.1	182.6	203.7

資料：国民所得は計画局推計

人口は各年度 / 2月 1日、統計庁調査。

別國民所得(その1)

卷之三

項目	前年比(%)						轉成比(%)					
	A	B	C	D	E	F	G/B	H/C	I/D	J/E	K/B	L
第一次產業	32.58	29.05	24.48	29.48	31.01	26.32	89.2	84.3	120.4	105.2	84.9	27.8
農林水產業	32.58	29.05	24.48	29.48	31.01	26.32	89.2	84.3	120.4	105.2	84.9	27.8
第二次產業	11.67	14.25	17.75	18.89	20.21	21.16	121.9	124.7	106.4	107.0	104.7	9.9
工 級 業	6.15	6.75	8.71	8.69	10.84	11.65	109.8	129.0	99.8	124.7	107.5	5.2
建設業	5.52	7.48	9.04	10.20	9.36	9.51	135.5	120.9	112.8	91.8	101.6	4.7
第三次產業	73.03	83.40	93.38	96.19	105.41	128.14	114.2	111.9	103.0	107.5	123.9	62.3
卸賣業	30.15	33.42	46.62	48.48	50.91	68.81	110.8	139.5	104.0	105.0	135.2	25.7
運輸、郵便業	4.98	5.93	6.53	6.80	7.21	9.50	119.1	110.1	104.1	106.0	131.8	4.3
販賣業	11.31	13.67	9.09	9.73	11.80	14.34	120.9	66.5	107.0	121.5	121.5	9.6
餐 飲 用	18.99	21.91	22.50	20.50	21.50	20.00	115.4	102.7	91.1	104.9	93.0	16.2
公 務	7.60	8.48	8.64	10.68	12.00	15.48	111.6	101.9	123.6	112.4	129.0	6.5
(合計)	117.28	126.68	135.60	144.56	154.64	175.62	108.0	107.0	106.6	107.0	113.6	100

24
産業別国民所得(その2) (単位百円)

第1表(その1)を日本円に換算

項 目	年 度	對前年比 (%)										增 減		增 減 比 (%)					
		A	B	C/B	D/C	E/C	F/E	G/A	H/B	I/C	J/D	K/E	L	M	N				
第一 次 產 業	1955	11,728.8	10,458.0	0	0	10,612.8	11,162.6	9,475.2	89.2	84.3	20.4	105.2	84.9	27.8	23.0	18.1	20.4	20.1	15.0
農 林 水 產 業	11,728.8	10,458.0	8,812.8	10,612.8	11,162.6	9,475.2	89.2	84.3	20.4	105.2	84.9	27.8	23.0	18.1	20.4	20.1	15.0		
第二 次 產 業	4,201.2	5,122.8	6,390.0	6,800.4	7,275.6	7,637.6	121.9	124.7	106.4	107.0	104.7	9.9	11.2	13.1	13.1	13.1	12.0		
工 畜 農 業	2,214.0	2,430.0	3,135.6	3,128.4	3,902.4	4,194.0	129.8	129.0	99.8	124.7	107.5	5.2	5.3	6.4	6.0	7.0	6.6		
漁 畜 業	1,937.2	2,692.8	3,254.4	3,672.0	3,559.6	3,423.6	135.5	120.9	12.8	91.8	101.6	4.7	5.9	6.7	7.1	6.1	5.4		
第三 次 產 業	26,290.8	30,024.0	33,616.8	34,628.4	37,227.6	46,130.4	114.2	111.9	93.5	107.5	123.9	62.3	65.8	68.9	66.5	66.9	73.0		
卸 手 金 銀 及 0% 不 購 產 業	10,354.0	12,031.2	16,783.2	17,452.8	18,527.6	24,771.6	110.8	112.5	110.4	110.5	110.5	25.7	26.4	34.4	35.5	32.9	39.2		
運輸 通信 公 益 事 業	1,792.8	2,154.8	2,350.8	2,448.0	2,595.6	3,420.0	119.1	110.1	104.1	106.0	101.8	4.5	4.7	4.8	4.7	4.7	5.4		
サ ー ビ ス 事 由 業	4,071.6	4,921.2	3,272.4	3,502.8	4,248.0	5,162.4	120.9	66.5	107.0	121.3	121.5	9.6	10.7	6.7	6.7	7.6	8.2		
軍 屬 用	6,836.0	7,827.6	8,100.0	7,380.0	7,740.0	7,230.0	115.4	102.7	91.1	104.9	93.0	16.2	17.3	16.6	14.2	13.9	11.4		
公 務	2,736.0	3,052.8	3,110.4	3,844.8	4,320.0	5,572.8	111.6	101.9	123.6	112.4	129.0	6.5	6.7	6.4	7.4	7.8	8.8		
合 計 (產 業 別 所 得)	42,220.8	45,604.8	3,816.0	52,044	55,104	63,223.2	130.0	107.0	106.6	113.6	100	100	100	100	100	100			

第2表

産業別就業者数

(単位千人)

項目	年度					構成比(%)				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
第一次産業	179	189	191	204	193	54.4	55.1	52.3	53.1	49.5
第二次産業	26	34	37	39	38	7.9	9.9	10.1	10.2	9.7
第三次産業	124	120	137	141	159	37.7	35.0	37.6	36.7	40.8
合計	329	343	365	384	390	100	100	100	100	100

統計庁「琉球統計年鑑」より会計年度に作成。但し、1956年度は1955年12月の

臨時国勢調査結果である。なお、第三次産業は、「その他及び不詳」が含まれている。

第3表

就業者/人当り産業別国民所得

(単位ドル)

年 度	1956		1957		1958		1959		1960	
	実 数	平均所得(% に対する%)								
第一次産業	16.2	42.0	13.0	35.33	15.4	38.8	15.2	37.7	13.6	30.2
(58,320)			(46,800)		(55,440)		(54,720)		(48,960)	
第二次産業	54.7	142.0	52.2	141.85	51.1	129.0	51.8	128.54	55.7	123.7
(196,920)			(187,920)		(188,920)		(186,480)		(200,520)	
第三次産業	67.3	174.80	77.8	196.9	70.2	177.2	73.3	181.8	80.6	179.1
(242,280)			(280,080)		(252,720)		(263,880)		(290,160)	
平均	38.5	100	39.5	100	39.6	100	40.3	100	45.0	100
平 均	(135,600)		(142,200)		(142,560)		(145,080)		(162,000)	

(注) 計画局企画調整課試算

()は日本円

(6) 所得水準と消費水準

住民の所得水準を本土の低位県と比較してみると、次のようになる。

所 得 水 準 の 比 較 (本土33年度、沖縄59年度)

	全 国	香川県	鳥取県	島根県	山梨県	徳島県	沖 縄
一人当たり所得	90,934	88,323	74,545	71,820	70,538	70,185	52,416
対全国平均比	100%	97	82	79	78	77	58

注：沖縄は20%の物価差を除去した。

沖縄は、全国平均の58%、香川県の60%という低さである。

しかも、これには軍用地料、軍労務など、生産に対応しない所得が多く含まれている。(1960年度における国民総需要中、米軍による財貨サービスの現地調達、軍用地料、対米貿易輸出等のいわゆる米国需要の占める割合は23%、さらに勤労所得における軍雇用の賃金は26%という極めて高い地位を占めている。)

消費水準は、戦後だいに伸びてきて、次の表に示すように、これまで5年間に25%、年平均5%の向上をみている。

消費水準の動き(国民所得指標からの分析)

	1955年度	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度	1960年度
1人当分配 国民所得	53,640円	56,880	59,760	62,280	65,880	73,080
同指數	100 %	106	111	116	123	136
1人当個人 消費支出	45,720円	47,520	48,960	52,920	54,360	57,240
同指數	100 %	104	107	116	119	125
1人当個人 可処分所得	51,120円	54,360	56,160	58,680	61,200	66,960
同指數	100 %	106	110	115	120	131

けれども、これを本土に比較すると、はるかに及ばない。

消費水準の比較 (昭和33年度、1959年度)

	全 国	香 川 県	鳥 取 県	沖 縄
1人当個人 消費支出	68,000円	63,400円	55,600円	43,500円
各県の全国 に対する比	100 %	93.2%	81.8%	63.4%
各県の香川県 に対する比	107.2	100.0	87.6	68.6
各県の鳥取県 に対する比	122.3	114.0	100.0	78.2
平均消費性向	84.2	74.6	79.2	88.5
平均貯蓄性向	15.8	25.4	20.8	11.5

注：沖縄は20%の物価差を除去

上記表にみられるように、沖縄の実質消費水準は、本土の県にくらべて60%ないし70%の低位にあり、したがつて平均消費性向は高く、逆に貯蓄性向は低くなっている。生活基盤の脆弱なことがうかがえる。

次に家計統計の面からみると、一世帯当たり鳥取市が27,263円、全都市32,094円に對し沖縄の那覇市の場合は18,256円であつてかなりの差がみられ、さらに物価の地域差を考慮するとその較差はきわめて大きいものといえる。

消費支出の比較 (60年1月～12月平均)

	日本全都市平均		鳥 取 市		那 覆 市	
	額	構成比	額	構成比	額	構成比
消費支出	32,094	100%	27,263	100	18,256	100
内食糧費	12,442	38.8	10,919	40.1	8,856	48.5
世帯人員	4,38人		4,55人		4,24人	

以上、ごく簡単に琉球経済の概観を試みたが、以下その要約ならびに、若干の補足をすれば、つぎのようになる。

1. 人口増加率がきわめて高い。

1955年から1960年間における人口増加率は平均2%であり世界でも高い方に属している。

2. 人口密度が高く、しかも耕地が狭く天然資源が乏しい。

人口密度は1平方キロメートル当たり369人であるが、耕地面積当たりでは日本の約2倍に相当する。耕地面積は総面積の18.9%（59年）であり、天然資源はきわめて乏しい。

3. 第一次産業の生産性及び所得が低い。

就業人口の約52%が農業及び水産業に従事しており、その労働生産性はきわめて低く、年間一人当たり所得もわずか137ドル（1960年度）にすぎない。

4. 一人当たり所得が低い。

1960年度における国民所得は1億7,562万ドルで、一人当たり所得は203ドルとなつてゐる。琉球における物価はかなり高く、本土とほぼ20%の差があるとして実質所得は169ドルにすぎず、日本の299ドルに比し56%という低さである。

5. 輸入及び基地依存度が高い。

1960年度における商品輸入は、国民総生産の57%に相当する1億1,500万ドルであり、商品輸出は、国民総生産のわずか16%の3,200万ドルであつて、貿易収支の赤字8,300万ドルの大半は5,500万ドルにのぼる基地収入（軍用地料を含まない）に依存している。

6. 外部からの援助に対する依存度が高い。

1959年度及び1960年度における貿易外取引きには、本土からの援護金および年金として、それぞれ720万ドル及び840

29

万ドル、米国からの軍用地料410万ドル及び1,230万ドルと経済援助150万ドル及び350万ドルが含まれている。

ト. 都市と農村の生活水準の差が大きい。

都市地区は割合に復興しているが農村地区とくに小島しよにおいては生活水準が低く、低生産の農業を営んでゐる状況である。1960年間／カ月平均地区別消費支出額は次の通りである。

那 築	北 部	中 部	南 部	宮 吉	八 善 山
ドル 50.37	ドル 36.63	ドル 44.06	ドル 38.18	ドル 36.29	ドル 41.66

基地経済を脱却して健全な経済体制を確立することは、年来の課題であつて、その条件は次のとおりである。

1. 第一次産業の生産性をたかめて、その一人当所得を増大せしめる。
2. 未開発地を開発して、人口の移動と資源活用の拡大をはかる。
3. 第二次産業の生産性をたかめて、島内産業の国際競争力をたかめる。それには外資の積極的誘致をはかることも必要である。
4. 物価の抑制を図りつつ、第三次産業を整備する。この見地から觀光事業を琉球独自の新産業として期待する。

以上の諸条件を解決するために、現在可能なかぎりの努力がはらわれつつある。モデル農場の設置、西表総合開発、通貨切替え後の積極的外資導入、糖業、パイン産業等の合理化等々。将来これにより大きな進展をうるべく、日米両政府の大幅援助を期待して民生五カ年計画がたてられている。

30

II 財政について

1. 予算のしくみ

(1) 琉球政府の予算は大きくいつて二つに分類される。

一つは琉球政府立法院で議決される予算(民予算)他は高等弁務官布令による予算(布令予算)である。

(2) 民予算是更に一般会計及び特別会計に区分される。次に民予算の内特別会計は市町村交付税、農漁業資金融通、郵便事業、特別会計等、15件に区分されその他公庫、公社等3つの予算がある。

(3) 民予算の財源は殆ど自主財源によつて賄われ依存財源は僅か10教パーセントに過ぎない。琉球の財政法(1955年立法第55号)により本土同様公債の発行又は一時借入金の制度が規定されているが、この制度は琉球列島米国民政府よりその実施が認められているので財政運営上かなりの支障をきたしている現状にある。

(4) 布令予算は琉球政府発足以来

10件に区分されているが、その内5件は台風災害復旧のための予算でその資金源は主として米国の農業余剰災害援助による農作物からの見返り資金で充当されその使用についてはアメリカ合衆国の合計規定が適用されている。

(5) 市町村の予算であるが、沖縄は4市、9町、47村の60ヶ市町村からなり一般会計と特別会計に区分される。

特別会計としては水道事業(4ヶ市町村)船舶運航事業(2ヶ村)電気事業(8ヶ村)、自動車運送事業(2ヶ村)、屠場(1ヶ村)業の特別会計をもつている。

これ等市町村の財源は、市町村税法に基く自主財源が主体で琉球政府の交付税(62年度130万ドル)及び補助金により補て

んされ更に高等弁務官資金から毎年200,000ドルの特別援助により簡易水道、土木事業が行われ市町村財政に寄与している。

(6) 次に教育財政について沖縄の教育制度は中央に中央教育委員会、地方に教育区教育委員会が設置され、更に地方の教育委員会の連合体として地区別に連合教育区委員会の制度が置かれている。地方の教育財源教育税法に基く自己財源としての教育税と政府からの補助金市町村支出金、その他の収入となつてゐる。

2. 財政の推移

政府の予算は1953年度(12,449千ドル)をもつて発足し、その後年平均約10%の伸びを示し、10ヶ年後の1962年度に於ては51,369千ドルに達し、政府発足当時に比較し、約2.5倍の財政規模となつてきた。財政規模拡大は1953年以来1960年度までは民政府の補助金は削減側面にもかかわらず住民所得の増大による租税收入の大増収に基づくところが大きい。

一般会計才入及び会計別才出の推移は次の通りである。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

一 般 会 計 才 入 予 算 の 推 移

(単位 \$)

年 度	FY 1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
租税及び 印紙収入	1,074,900	52.89	204,400	56.29	663,500	57.12	323,600	60.70	431,100	60.51
官業収入	966,200	6.3	920,900	5.6	839,600	5.0	1,091,600	5.4	1,256,900	5.3
政府 財産 受 入	147,500	1.1	389,200	2.4	151,800	0.9	113,900	0.6	157,200	0.6
納 付 金	401,000	3.0	698,700	4.3	858,000	5.2	1,459,800	7.4	1,668,400	7.0
雜 收 入	955,000	6.7	974,700	5.9	719,200	4.2	579,500	2.8	663,900	2.8
賃 年 度 剩 余 金 受 人	0	-	716,900	4.41	328,000	7.8	1,260,000	6.2	2,361,200	15.15
民 政 府 助 金	3,969,000	29.6	3,466,100	21.23	3,355,000	19.8	3,426,800	16.9	2,090,000	8.7
合 計	13,403,400	100	16,370,800	100	16,914,900	100	20,295,100	100	23,853,700	100

注 1. 1953年度から1960年度までは決算額、1961年度1962年度は当初予算額

2. 官業収入中1960年度及び1961年度の減は電信電話公社及び郵政事業特別会計への移管による。

3. 納付金は主としてカルテック社からの油脂販売納付金で、1957年度までは沖縄住宅公社、倉庫公社電力公社からの納付金を含んでゐる。

4. 100ドル未満については5倍6人してあるので総計において符合しない場合がある。

3. 財政の費目別構成

(1) 1962年度に於る琉球政府当年度予算の才入内容は租税收入が
印紙收入2.1%
68%民政府補助金が14.7%油脂販売納付金7.8%政府財
産收入2.6%雜收入2.5%官渠收入0.9%前年度剩余金0.6%と
なつてゐる。

(2) 才出の方では教育文化費が32.8%産業投資19.6%社会保障
関係16.7%地方財政費4.2%産業出資4.1%雜件22.6%で
ある。

(3) 日本本土の各県財政は極めて国庫依存度が高いにもかかわらず
沖縄の場合は僅か10%内外にあるといふことである。昭和33
年度(沖縄は1959年度)について香川県との比較をすると次
表の通りである。

項目	香川県	琉球政府	備考
県税	15.1%	64.6%	
地方譲与税	4.3	-	
地方交付税	28.5%	-	
国庫支出金	32.8%	9.8%	民政府補助金
県債	2.3%	-	
その他	16.9%	25.5%	
計	100.0%	100.0%	
国庫依存度	65.5%	9.8%	

(4) 次に沖縄の財政は、義務的経費の占める割合がかなり大きく日本
のそれに比較し、極めて弾力性のうすい財政状況といえましょう。
次表の通り目的別才出比較判然とする。

項目	香川県	琉球政府
議会費	0.5%	0.9%
庁 費	9.9 "	13.4 "
警察消防費	6.1 "	5.2 "
土木費	16.9 "	5.1 "
教育費	35.3 "	29.5 "
社会及び労働費	6.0 "	7.6 "
保健衛生費	1.7 "	5.3 "
産業経済費	12.6 "	14.0 "
総合開発費	1.3 "	-
財産費	1.1 "	2.4 "
統計調査費	0.2 "	0.6 "
選舉費	0.3 "	0.3 "
公債費	6.5 "	0 -
諸支出	1.6 "	15.7 "
計	100.0 "	100.0 "

- 注 1. 昭和33年度(沖縄は1959年度)決算
2. 日本に於ては県行政以外に國家行政がありその内容に
於て必ずしも直接比較は問題がある。

III 民生五ヶ年計画の概要

1 まえがき

- (1) 1961年10月に来島した米国のケイセン調査団にそなえて琉球政府は民生の向上及び経済発展のための経済財政援助資料として、民生五ヶ年計画を策定し提出したのである。
 - (2) この計画は1963年を初年度とする5カ年間を計画期間として5年後の1967年における望ましい琉球の行政水準をえがき、それに到達するために米、日、沖が一体となつて努力すべき方向を財政計画を中心として策定したものであり、従つて近き将来に於いて民生の安定と経済発展のため、民間部門をも含めた総合的な計画を策定する手がかりを示したものである。
 - (3) 1950年「米軍の安全保持上許される範囲内で琉球列島における住民の生活水準を戦前の程度まで引上げること」を統治の基本としたスキヤップ指令に基いて、相当期間米国は沖縄に対して消極的援助方針をとつてきたのである。然るに平和条約に基づく米国との琉球に対する権利義務が確認され、1957年6月5日「民主主義の原理を基礎とし、かつ、健全な財政機構によつて維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧のために全力を尽し、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進する」旨の「琉球列島の管理に関する米国大統領の行政命令」が発せられ、この命令によつて從來の消極的援助方針が積極的援助方針に変更され、米国政府の沖縄援助に対する関心は高まってきたと解される。
- 大統領行政命令等に基づく米国政府の積極的沖縄援助政策の具体的な現われとして、米国議会は「琉球の経済及び社会発展の促進

に関する法律」いわゆるプライス法を可決成立公布になり、米国が引きつづき琉球に対する権限を保有する限り琉球住民の福祉安寧を増進するようできるだけの努力をする旨宣言し、援助の額(600万ドルを限度する)方法等について具体的に明確化された。

更に1960年夏、米国上院議員外交委員会のスペークマン議員の「沖縄の経済事情は日本のそれに比較して凡ての部門で一と下位にあり、米国が沖縄に対して与えている経済援助は日本が地方県に与えているそれよりも少ない事実とそれに対する住民の不満を認め、米国は今後沖縄が少くとも日本の地方県の水準まで諸条件を引上げることができるよう、より多くの経済援助を与えるべきこと」を強調した。いわゆる、スペークマン報告はいよいよ沖縄に対する米国の関心を高め、昨年6月の池田、ケネディ会談によつて沖縄問題に決定的な方向づけをしたものといえよう。

池田、ケネディの共同声明をより具体化するための準備として昨年10月ケイセン調査団が派遣され、沖縄統治16ヶ年の効さ

いがつぶさに調査報告され、その勧告に基いて去る3月20日

「大統領行政命令第10713号の改正並に琉球への経済援助新政策」の声明が発せられた。

この新琉球政策の最も比重を置いているのは経済援助を積極的に行うことである。琉球列島が日本の施政権下に復帰することになる場合、それに伴うずれを最小限にするための特定措置がかなり具体的に明確にされた。

即ち、(1) プライス法による対琉援助の最高額600万ドルの枠制限の撤廃

- (2) 給与の引上げ、公衆衛生、教育及び福祉水準の日本本土並引上げ
 (3) 経済開発のための資金供与
 (4) 民生向上経済開発増進のため、日米協力関係の明確化等である。
 (4) 以上の如く沖縄援助に関する米国政府の考え方が変更され、より積極的に強力に援助が拡大され、而も日、米の協力に於いて実施されることから、財政を中心とした既策定の民生5カ年計画を民間部門を含めた総合計画に策定変更されることが要請され、更に内容においても完成擴充することが必要となつた。
 (5) 民生五ヶ年計画の修正に当つては、大統領声明による“新琉球政策の特定措置”等及び上記の点を基本とし、来る6月頃までに修正計画が完成するよう、目下修正検討中である。
 (6) 先に策定した民生五カ年計画では考慮されなかつたか又は配慮のうすい部門即ち公務員給与の改善、行政能率化等内部体制の強化、経済開発のための財政投融資の積極的拡大及借款資金計画、国民年金制度等を中心とした修正案を発表することを前提としてここでは既計画をもつて対策に替えたい。

2 計画の目的及び目標

既に策定された民生五カ年計画の主な目的は後進地域としての沖縄の経済開発、社会保障制度の拡大強化、教育条件の整備強化、国土保全施設と災害対策の整備強化等を図り、民生が速かに、しかも着実に向上を計画することである。

沖縄の経済は先にも述べた通り、基本的には沖縄の置かれている地位の不明確さからくる問題と併せて人口の過剰、資源の極度の不

足、技術の不足等からその発展に大きな道があり、その所得の水準においては本土平均の約60%、行政水準においては香川県の54%という。かなり低い水準に位し、而も、このような低水準から必然的に近代国家の住民として当然享受せねばならない諸社会保障制度は皆無の状態であり、民生はかなり低位で而も不安定の状況である。

かかる観点に立つて、この計画の最終目標は沖縄住民の生活水準を日本本土の県並に引上げることであり、少くとも行政水準においては計画の最終年次に至つては類似県（香川県）の70~80%程度に接近せしめ、その格差を能うかぎり縮少することである。

3 財政計画総括

先に述べた目的を達成し、行政水準を最終年次の1967年度において日本の類似県（香川県）の70~80%に引上げるために必要な五カ年間の資金総費は327,544千ドルである。年間平均327,544千ドルが必要となつて来る。政府及び市町村を通じての財政収入は188,452千ドルで財政需要に対財政収入は約40%であり、5ヶ年間の財政不足額は139,092千ドルで年間27,818千ドルとなる。

財政計画の内容

財政計画総括表

(単位 千\$)

項目	1962	1963	1964	1965	1966	1967	合計 1963 - 1967
A 収入総額	33,320	38,994	40,911	44,423	48,245	50,050	222,623
政 府	26,769	27,576	29,157	32,030	35,203	36,553	160,599
租 稅	21,335	22,682	24,137	26,858	29,939	31,015	134,631
税 外	5,434	4,894	5,020	5,172	5,344	5,538	25,968
市町村	6,551	11,418	11,754	12,393	12,962	13,497	62,024
租 稅	1,817	1,713	1,860	2,048	2,147	2,200	9,968
税 外	4,734	9,705	9,894	10,345	10,815	11,297	52,056
調整額	1,425	6,130	6,464	6,817	7,189	7,571	34,171
収入純計	31,895	32,864	34,447	37,606	41,056	42,479	188,452
B 支出総額	37,920	67,860	68,766	71,501	75,029	78,559	361,715
政 府	31,369	56,242	56,812	58,908	61,867	64,862	298,690
事 業 費	21,057	36,372	35,811	37,024	39,008	40,987	189,202
運 営 費	10,312	19,870	21,001	21,884	22,858	23,875	109,488
市町村	6,551	11,618	11,954	12,593	13,162	13,697	63,024
調整額	1,425	6,130	6,464	6,817	7,189	7,571	34,171
支出純計	36,495	61,730	62,302	64,684	67,840	70,988	323,544
取支差額	4,600	28,866	27,855	27,078	26,784	28,509	139,092
政 府		28,666	27,655	26,878	26,584	28,309	138,092
市町村		200	200	200	200	200	1,000

42

4 財政収入計画

(1) 政府財政収入計画

政府財政の主な収入源は租税であり、1962年度の才入構成ではこれが全体の68%も占め、租外収入が18%依存財源としての民政府補助金は約14%に過ぎない。

租税及び油脂納付金、官業収入は計画に当つて財政需要の主要財源となることはいうまでもない。

又財源のおかれている客観的条件を検討し財源に弾力性のあるものについては、増徴も國らなければならないが、租税収入負担の問題については、まだ結論が得られていない関係で租税収入の計画に当つては一応現行の負担割合は変化しないという前提に立てなされた。

次に市町村における財政収入の主なる収入源は市町村税、市町村交付税、市町村債等である。

地方財政の策定に当つては市町村の行政水準を日本本土の水準により接近せしめるために必要な財政需要に即応することを目標とし、政府税の収入計画の考え方を併せて徵稅面の強化を図る。なお交付税の収入については本土なみの水準に近づけるために漸進的に増額を見込んだ。

43

44

区分	単位 円						1963~1967年累計
	1962年度	1963年度	1964年度	1965年度	1966年度	1967年度	
租税收入	21,335,210	22,682,200	24,136,700	26,857,900	29,929,400	31,014,600	134,630,800
印紙取入	898,900	1,115,100	1,141,700	1,286,600	1,449,900	1,634,000	6,525,300
財産収入	877,680	454,500	448,700	451,000	453,300	455,700	2,263,200
納付金	2,450,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	12,250,000
官業収入	291,201	291,700	291,800	297,800	305,000	304,200	1,489,500
雜収入	366,316	684,700	684,600	686,600	689,800	693,800	3,439,500
合計	26,219,357	27,576,200	29,156,500	32,029,900	35,283,400	36,592,300	160,598,300

45

区分	単位 円					
	1962年度	1963年度	1964年度	1965年度	1966年度	1967年度
市町村税	1,816,696	1,713,000	1,660,000	2,048,000	2,147,000	2,200,000
市町村交付税	945,691	2,800,000	2,958,000	3,146,000	3,335,000	3,524,000
公營企業及財産収入	841,296	958,000	987,000	1,017,000	1,048,000	1,079,000
分担金及負担金	7,240	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
夫役現品	500,131	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000
使用料及手数料	7,064	519,000	571,000	623,000	674,000	726,000
政府支出金	479,476	3,350,000	3,496,000	3,671,000	3,854,000	4,047,000
寄附金	24,719	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
繰越金	266,649	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
雑収入	512,329	515,000	530,000	546,000	562,000	579,000
市町村儀	916,381	1,239,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	6,550,594	11,618,000	11,954,000	12,595,000	13,697,000	13,024,000

46

5 財政支出計画

(1) 本計画の目的及び目標を達成するための5ヶ年間の総資金量は 227,544千ドルであつて雇用民生、教育、国土保全部門に最も比重が置かれている。

部 門 別 資 金 計 画 表

部 分	総 額 金額	構 成 比 (%)	資 金					資 金 計 画 5ヶ年 参 照 頁 合 計
			1963	1964	1965	1966	1967	
I 計画部門	2,663	1.4	664	495	530	486	487	
II 農水部門	23,986	12.6	5,251	5,360	4,437	4,468	4,490	
III 通産部門	8,656	4.6	1,428	1,666	1,666	1,870	2,020	
IV 開発部門	7,586	4.0	1,337	1,419	1,583	1,700	1,547	
V 國土保全部門	45,162	23.3	7,500	7,901	9,504	9,864	10,392	
VI 雇用民生部門	48,519	25.6	10,349	9,060	8,751	9,726	10,632	
VII 教育部門	35,689	19.1	6,873	6,693	7,109	7,318	7,696	
八 地方行政部門	16,941	8.9	2,989	3,215	3,444	3,576	3,717	
小 計	189,202	100.0	36,372	35,811	37,024	39,008	40,987	
運営費	109,488		36.6	19,870	21,001	21,884	22,858	23,875
(内学校及 琉大補助)	(43,090)		(14.4)	(7,504)	(7,996)	(8,555)	(9,173)	(9,861)
総 計	298,690		100.0	56,242	56,812	58,908	61,866	64,862

47

(2) 計画部門

沖縄の内外の経済、社会等各分野の現状を充分に把握し、経済開発、民生安定のための適切妥当な施設等の立案調整業務を推進するに當つて基礎資料の整備業務の能力は最も重要である。計画年間にそれ等の資料を整備したい。

資金計画 (単位 \$)

	1963	1964	1965	1966	1967
統計整備分析費	450,600	399,200	462,200	443,900	444,800
農業センサス	128,300	36,900	-	-	-
住宅センサス	10,800	80,500	9,500	-	-
農家経済調査	12,100	34,400	32,900	33,300	33,700
国勢調査	32,900	-	15,800	120,500	34,500
その他	266,500	247,400	404,000	290,100	376,600
広報活動費	34,500	37,700	38,200	42,400	42,600
徴税強化費	179,200	58,200	29,700	-	-
合 計	664,300	495,100	530,100	486,300	487,400

*事業計画は計画書29頁参照

(3) 農水部門

沖縄における第一次産業の特色は、農村人口が過剰で超零細であつて、従つて、貧乏で、生産性及び所得が低いことである。全就業者の内農業部門に46%も就業し、1農家当たりの經營規模は約0.4haに過ぎない。而も年々来襲する台風かんばつによる自然災害と戦争による基本施設の破壊は、ますます、低生産性に拍車をかけている。

従つて、これ等の問題点を根本的に解決するためには農業人口の移動及び未開拓地の開拓による耕地造成を中心とし基本施設の整備、技術の伝達、農業金融の強化を最も重点的に実施せねばならない。即ち、水稻、甘しよ、麦類等の食糧作物及び甘しやバイン等の輸出工業用原料作物並びに畜産の3本を中心として農業所得をより高めていかねばならない。

重要な施策としては、

1) 農業基本施設の整備（計画では国土保全部門に入っている）

(1) 土地改良事業の拡大

(2) 農道整備

(3) 潟溉、排水路の整備

(4) 農地護岸の整備

2) 農業研究機関及び普及事業の整備強化

(1) 試験場の移転と内部強化

(2) 亜熱帯農業の研究強化

(3) モデル農場の強化

(4) 普及事務所の拡大

(5) 農業技術員の資質向上

3) 畜産業の振興

(1) 家畜改良及び増殖の推進

(2) 流通機構の整備

(3) 家畜疾疫予防対策の強化

4) 水産業の振興

(1) 渔港の整備

(2) 渔船建造の促進

(3) 加工流通機構の合理化

5) 農村金融の強化

(1) 農漁村金融の拡充強化

(2) 協同組合の指導育成

(3) 災害融資の円滑化

資金計画

	1963	1964	1965	1966	1967
農水部門	5,230,900	5,360,300	4,437,100	4,468,100	4,489,700
農業	2,648,900	2,713,300	2,485,100	2,441,100	2,632,700
耕種農業	903,000	953,200	944,600	983,000	1,065,200
普及事業	212,400	284,900	229,600	222,300	339,700
農業試験	431,000	349,000	183,000	71,000	32,000
糖業	207,500	251,200	262,900	259,800	259,800
畜産	845,000	875,000	865,000	905,000	936,000
水産	1,120,000	1,185,000	1,190,000	1,225,000	1,275,000
協同組合	1,462,000	1,462,000	762,000	802,000	582,000

(4) 通産部門

戦争によつて生産施設をすべて破壊された沖縄においては戦後3ヶ年間ほどは、米国の援助による配給生活がつづき、1948年8月に始めて自由企業がゆるされた。

ガリオア経済援助は1947年から初まつたが、これは生産施設、教育等の復興のほか消費生活の向上に役立つた。

1951年1月に民間貿易の再開がゆるされて以来輸出輸入の自由化に刺戟されて住民の生産、消費も漸次活潑になつた。

砂糖製造業の外戦前には見られない製造業即ちパイン加工、製粉、伸銛、織縫加工、肥料等大規模の企業がほつ興し、年次その進展は目覚しいものがあり国民所得に占める割合も逐次増大し、沖縄経済発展の大きな推進力となつてゐる。而し、技術資本等の不足と工業立地の条件からその生産性は低くこれが発展推進に当つては各方面からの施策が要請される。

重要施設としては

- 1) 工業研究機関の拡大強化
- 2) 企業合理化指導の強化
- 3) 輸出貿易の振興
- 4) 觀光施設の整備拡充
- 5) 農山漁村電気導入促進
- 6) 海運事業の振興
- 7) 空港の整備
- 8) 運信施設の拡大強化

通産部門(資金計画総括)

(単位 \$)

	1963	1964	1965	1966	1967
通商産業部門	1,427,861	1,666,455	1,665,611	1,869,694	2,026,342
1 製造工業	173,268	96,658	78,371	72,101	66,331
(1) 工業	41,636	30,165	42,668	32,331	28,126
(2) 品質保全	2,132	2,693	2,403	5,770	3,505
(3) 糖 糜	129,500	63,800	33,300	34,000	34,700
2 鉱 糜	3,862	8,524	12,100	7,792	11,196
3 工業研究機関	13,600	99,250	52,500	122,240	57,410
4 通 商	363,601	769,201	745,001	796,001	1,346,001
5 電 力	66,873	78,541	81,377	65,812	70,422
6 運 輸	500,605	327,058	378,080	342,706	237,260
7 運 信	86,572	68,022	33,282	29,742	29,702
8 観 光	219,300	219,200	284,900	433,300	208,000

*事業計画については5ヶ年計画書 43頁～52頁 参照

(5) 開発部門

- 1) 沖縄の農業の特徴は農村人口が過剰で而も過零細經營であり、極めて生産性が低いことである。
- 2) 一次産業の生産性向上、引いては住民経済の発展向上のためには未開拓の土地の開発を推進し総じて資源を高度に利用することである。
- 3) 沖縄において開発の対象となつてゐる地域としては八重山群島の西表島及び沖縄本島の北部地区の開発である。
- 4) 西表島開発に当つては先に日本及米国政府において長期にわたつて調査が行われ開発の指針が報告された。

5) 琉球政府として米琉合同の委員会を設置し目下開発の具体的計画
を検討中である。

6) 北部開発については、1959年以来除々にではある開拓移住事業
が行われているが今後も拡大していきたい。

7) 尚開発部門として土地台帳の整備のための土地調査もより早期に
完成していきたい。

主な施策としては、

- (1) 道路、港湾等基本施設の整備
- (2) 山地開発試験事業の充実
- (3) 水源調査の強化
- (4) 土地調査の拡大促進

開発部門資金計画総括表

(単位ドル)

項目別	年度 1963	1964	1965	1966	1967	計
開発部門	1,336,713	1,419,496	1,582,900	1,700,100	1,546,758	7,585,967
西表開発	784,600	765,700	898,900	845,450	625,450	3,920,100
北部開発	0	0	0	151,650	144,650	296,300
山地開発	118,000	120,000	123,000	122,000	117,000	600,000
開発青年隊	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	187,500
水源開発	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500
土地調査	393,113	492,796	520,000	540,000	618,658	2,564,567

※事業計画については、5ヶ年計画書 54頁～58頁参照

52
(6) 国土保全部門

戦争によつて沖縄の山林及び土地は大きく荒廃し、これが復旧整備
は経済的面からは勿論のことながら戦後多くの人命と財産が失われた
ことは社会的側面からも重視せねばならない。

それが対策としての主なものは

1) 森林資源の造成促進

- (1) 保安林の整備
- (2) 林道の整備
- (3) 林業試験機関の強化

2) 治水事業の推進

- (1) 河川工事の拡大
 - (2) 海岸護岸の整備
- 3) 農業改良事業の拡大
- (1) 道路の改良、新設
 - (2) 用排水路の新設
 - (3) 橋梁の新設
 - (4) 堤塘構門の整備

4) 土木事業の拡大

- (1) 公道の新設改良
- (2) 港湾の新設改良
- (3) 水道の整備
- (4) 都市計画の推進

5) 気象施設の整備拡充

6) 災害対策の強化

53

資金計画

(単位ドル)

	合計	1963	1964	1965	1966	1967
治山事業	4,206,921	673,445	778,028	880,692	941,511	933,245
治水事業	7,132,900	1,507,400	1,436,600	1,366,400	1,383,600	1,438,900
農地改良	7,791,900	1,369,000	1,364,400	1,646,400	1,698,500	1,713,600
土木事業	22,657,300	3,138,100	3,745,100	4,909,200	5,263,100	5,601,800
气象	872,495	312,445	77,350	201,650	76,850	204,200
災害資金	2,500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
合計	45,161,516	7,500,390	7,901,478	9,504,342	9,863,561	10,391,745

※事業計画については、5ヶ年計画書 60頁～69頁参照

(7) 雇用民生部門

沖縄で最も立ちおくれているものは社会保障制度である現在実施されている制度としては失業保険と公的扶養助としての生活保護、社会福祉事業であつて、日本及び諸外国で実施されている。則ち近代国家国民として当然受けるべき幾多の保障制度が実施されていないため民生の安定上大きな問題となつてゐる。

本部門として主な施策は、

- 1) 労働、災害、保険制度の確立
- 2) 医療保険制度の確立
- 3) 国民年金制度の確立（本計画では準備、新計画で実施すべく計画する）
- 4) 公務員退職年金制度の確立
- 5) 雇用促進対策
- 6) 移民事業の拡大

54

7) 生活保護の強化

8) 身体障害児童福祉事業の強化

9) 医療及び公衆衛生の強化

(1) 結核対策

(2) 精神障害者対策

(3) ハンセン氏病対策

10) 警察力の強化

11) 消防施設の強化

12) 法務行政の強化

13) 住宅対策の強化

55

雇用民生部門資金総括表

	1963	1964	1965	1966	1967	合計
労働福祉	7,604	7,604	136,104	8,304	8,604	168,220
雇用対策	949,231	289,550	271,885	260,885	256,885	2,028,236
社会保険	331,843	1,444,140	1,820,219	2,150,925	2,580,791	8,327,918
移 民	966,370	770,459	757,111	757,000	776,592	4,027,552
社会福祉	2,796,794	2,605,614	2,297,288	3,087,972	3,376,246	14,163,914
医療及公衆衛生	2,984,318	2,381,675	2,032,444	2,185,322	2,425,168	12,008,927
警察	771,578	488,232	485,972	410,022	413,322	2,569,126
法務	247,600	123,801	141,259	114,308	72,874	699,843
庁舎建設	731,200	245,635	104,809	47,910	18,360	1,147,914
住宅	562,906	703,632	703,632	703,632	703,632	3,377,434
総計	10,349,464	9,060,342	8,750,723	9,726,280	10,632,274	48,519,083

※事業計画については70頁～79頁参照

56
(8) 教育部門

- 1 戰争によつて殆んどゼロの状態から出発した沖縄は、教育財政に於ても日本に比較して極めて低い水準にある。
- 2 児童1人当りの教育費は小学校で52%中学校で57%である。
- 3 特に重要な問題点は校舎建築である。それを日本の類似県と比較した場合約30%から50%程度に過ぎない。
- 4 次に教育備品の整備状況から見ても小学校で43%中学校で57%程度で、かなり低水準である。

主な施策としては

- (1) 校舎建築事業の速なる拡大
- (2) 教育備品の強化
- (3) 教育職員の資質向上
- (4) 育英事業の拡充
- (5) べき地教育の振興
- (6) 球珠大学の内容充実

資金計画

	(単位 ドル)					
	1963	1964	1965	1966	1967	計
学校教育	923,768	930,889	1,115,812	1,438,458	1,656,142	6,065,069
職業教育	682,687	744,455	755,760	907,934	967,440	4,058,276
社会教育	611,425	321,993	341,289	197,965	205,136	1,677,808
保健体育	274,842	486,463	436,154	377,428	390,646	1,965,533
研究調査	305,396	16,179	17,218	17,070	17,115	372,978
学校施設	3,057,799	3,199,245	3,372,924	3,329,881	3,396,040	16,355,889
球珠大学	696,092	609,568	645,613	590,657	588,689	3,130,619
育英事業	291,488	354,622	394,503	429,409	444,854	1,914,873
文化財保護	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	147,500
計	6,872,994	6,692,914	7,108,773	7,318,302	7,695,562	35,688,545

57
(9) 地方行政部門

- 1 市町村の財政規模は毎年拡大し、1956年400万\$が1960年度には650万\$となりその率は15.9%となつてゐる。
- 2 而し住民の租税力が弱く日本に比較し1人当りの規模は約50%の水準に過ぎない。
- 3 従つて必然的に交付税及び政府支出金等への依存度はかなり高い。
- 4 従つて市町村財政の強化を図ることは最も重要でありそのためにして次の様な施策をとりたい。
 - 1) 市町村交付税の増大
 - 2) 市町村合併の促進
 - 3) 市町村職員の資質の向上

項目	年度	1963	1964	1965	1966	1967	計
1 市町村交付金		2,800,000	2,968,000	3,146,000	3,335,000	3,534,000	15,783,000
2 地方行政研修費		1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	5,950
3 市町村合併補助金		184,140	241,540	293,030	236,396	178,431	1,133,537
4 市町村会補助金		2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000
5 市町村副長会金		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
計		2,989,130	3,214,530	3,444,026	3,576,396	3,717,421	16,941,487

1111 経済財政援助

1 基本的考え方

(1) 沖縄に対する経済財政援助は、池田、ケネディー会談を契機としていよいよ積極拡大の気運が高まつて来た。

即ちコンロン報告及びスパークマン報告を基調とする。共同声明は、「両国の共同の責任において沖縄に対する経済援助を強化し、しかも日本本土の一県並みに沖縄住民の生活水準を引き上げるよう努力する」旨宣言し、更にこの共同声明の具体的表れとして、去る3月20日米国大統領新琉球政策が発表された。

この新政策に於て、米国大統領は「琉球が日本國土の一部であることを認め」「将来琉球列島が日本の施政下に復帰することになる場合それに伴うそれを最小限にするため、私はいくつかの特定措置を取るよう指令した」と発表した。ここに日米両国の沖縄に対する経済援助の基本的方向が明確化されるに至つた。

(2) 沖縄経済の特色の一つとして極めて後進性であるということである。その経済構造は第三次産業の比重（所得に於て約70%就業者に於て約40%）が高く一見しては先進国並の構成を呈しているがこの理由は沖縄経済が生産とは関係なしに第三次産業が成立し、基地経済の特色によるものである。しかも沖縄が復興の過渡の時期であつたことから経済の成長率（年平均8.7%）はかなり高水準にあるが住民1人当たり所得水準にみると沖縄は日本全国平均の58%香川県の59%鳥取県の69%（それぞれ実値比較）に過ぎず極め

て低いといわねばならない。戦災によつて沖縄は全く無の状態から出発した事情も経済基盤がある程度壊滅された日本及び他の地域とは経済発展の度及び水準に大きな相違があることは注目すべきである。

次に沖縄住民の担税力はおよそその限界に達していると認められることである。

住民一人当たりの税負担額は8,150円（1959年度）であつて、本土の類似県に比較して、わずか（462円）ながら低く国民所得に対する負担割合も12.4%（政府税市町村税教育税も含む）であり類似県の12.7%とほぼ同様である。

しかし、実質可処分所得に於ては、本土の63,778円に対し沖縄は46,941円で、本土の73%に過ぎない、従つて本土同様の租税負担率は、住民生活にかなりしわ寄せられ生活水準低下の原因ともなつてゐる。

この様な状態に於て沖縄が自主財源と現在の日、米援助の規模では本土並の水準に到達することは極めて困難であることを示すものであり、こゝに日米両国の経済財政援助が強力に要請する理由が在るのである。

2 援助方式

沖縄は平和条約第三条に基き一時的に米国の管理の下におかれているのであり、しかも今回の大統領新琉球政策に於ても沖縄が日本國土の一部であることが再確認され「将来沖縄が日本に復帰した際に於て本土国民とあまり格差のないよう、民度を引き上げる」とも積極的に打出されたのである。

沖縄が本土の一部として、日、米が両者間に協力関係を実施するた

60
めの明確な取決めの下に、いわゆる一県並みの扱いで経済援助を行う場合その方法に於て種々問題はあろうが、油難としては

(1) 日本が本土の府県又はあま美大島及び離島振興のための特別措置制度により支出する口庫支出金方式と

(2) 財政調整的な交付税方式

の援助方式を強く要請したい、従来のような事項別の扱い上げ方式の援助は沖縄の財政状態から受け入れも困難になり、行政各面に不均衡を来たし、年々の安定性を欠く恐れが多分に生ずる極めて
ると基に行政水準の均衡化の側面からも重要である。

なお、とくに口庫支出金方式においては従来の事業項目毎単年度毎の援助ではなく琉球政府市町村の計画的運営を可能ならしめるよう、長期的に安定した財源が確保できるとともに尚沖縄の財政事情から対応費が能うかぎり少なくするよう強く要請したい。

3 助力分野の明確化

毛角

(1) 沖縄の本土並み民生向上のための日、米両国の琉球財政援助に当つては、競合や重複や空白をさけるためにも、また、援助要請の準備や執行の円滑化及び計画性もたすためも、日本、琉の二つの主たる分担分野をできるだけ明確にすることは極めて重要なことである。

(2) 米国が沖縄に対する経済援助は「琉球の経済及び社会発展の促進に関する法律」(1960年7月12日公法第86-629号)いわゆるプライス法に基き1962年度に於ては460カドルが予算化されたが、その便益は主とし教育関係

公衆衛生、土地改良、道路、港湾及び公安関係に明示され、財政需要の緩急についてはあまり考慮されていないうらみがある。

これは主とし援助の対しように米琉間に於ける制度上の共通性と、米側に於いて援助の内容が比較的容易に理解できる部門と、さらには駐琉米軍の立場からその必要が要求される分野に重点が置かれているものと解される。

従つて、その歴史的背景からくる経済社会制度及び生活かんじょうの特殊性等の面から配慮される行政分野については財政需要が強く要請されながら米軍の援助が得られない実情である。

経済、社会、教育、及び文化等、各方面にわたつて、そのあり得べき水準に引き上げ、近代国家の国民團結な生活を営むためには、自からの努力と力によつて行うことは至極当然のことである。然るに先にも詳述したとおり、沖縄の土地農業、資本、技術、気象的条件等経済発展のための諸条件に恵まれず民度を日本水準にひやく的に引き上げるためにおのずと限度がある。

勿論、自からの発展のためには自からの力を最高度に發揮し、特に財政の確保に於ては一層の努力をはらい、沖縄側が主体となることは原則である。

しかし、そこには限度があることから沖縄住民の福祉向上のため、技術資金等不足の分野については日米の協力によつて補てんして貢らうより協力に要請したい、沖縄に対する援助にあたつて、日米の協力分野を画然と区分することははなはだ困難ではあるが、しかし、援助がたがいに競合し、重複することは援助の効率化に計画の準備、執行の面でも好ましくない。

日米が沖縄に対する協力分野の区分に当つての基本的考え方は次のとおりである。

61

米国側に於ては主として

(1) 米国が沖縄に対する施政権者としての立場から、民生向上の基本的分野

(2) 基地を保有し、米軍が駐留することによつて生ずる諸種の利害対策の分野

日本側に於ては主として

(1) 沖縄の住民及土地は、日本国民であり日本の國土である。従つて人、及び國土としての土地を対象とする分野

(2) 将来沖縄が日本に復帰した場合それにともなうズレが大きく生じては困る分野

(3) 他県に対する援助と同様な分野

以上はほんの原則的な区分であつて實際の具体的援助においては画然と区分することが不可能で共同援助の形のものがあることはさけられない。

以上の考え方に基いて日米の協力分野を試みに例示すると次のとおりである。

	日本側	米国側
財政調整	① 市町村	① 琉球政府
計画部門	① 基本的統計	① 部分的統計
農水部門	① 制度資金 ② 技術関係 ③ 農村電化	① 中金資金 ② 災害 ③ 渔港
通産部門	① 大衆金融資金 ② 技術	① 訓練機関施設 ② 大企業資金 ③ 海運 ④ 空港 ⑤ 電力 ⑥ 通信
開発部門	① 技術 ② 内部施設 ③ 土地調査	① 基本施設
国土保全部門	① 治山 ② 河川 ③ 土地改良支線関係 ④ 気象 ⑤ 技術	① 譲岸 ② 土地改良の基本分野 ③ 道路 ④ 港湾 ⑤ 上下水道 ⑥ 都市計画 ⑦ 灾害
雇用民生部門	① 労働福祉 ② 社会保険 ③ 社会福祉	① 修民 ② 医療、衛生 ③ 公安裁判 ④ 住宅 ⑤ 庁舎
教育部門	① 内部充実及びその他	① 校舎 ② 農業教育

4 援助の目標

- (1) 琉球政府は昨年10月米国沖縄調査団(ケイセン調査団)に備え、財政計画を中心とする民生五ヶ年計画を策定し発表した。
- (2) この計画は1963年度を初年度とし、向う5ヶ年間を期間とするものである。この計画の目標を類似県としての香川県の行政水準(昭和41年度)の約75%を目途とし、特に本土と比較し水準の低い社会保障、医療面を含んだ雇用民生部門、教育部門、農水部門に重点を置いて策定された。
- (3) かかる基本的考え方立つ策定されたこの計画に於る5ヶ年間の総資金需要量は3億2千7百54万4千ドルと見積り、その間に於る収入総量は1億8千8百45万2千ドルと計画した。
従つて、この計画を実施して行うためには毎年度2千7百81万8千ドルの資金を他に依存せねばならない。
- (4) この計画は時間的制的と資料不足等からその内容に於てかなり不充分な点があることはいはぬまい。
又本来このような計画は、最終的には住民の所得水準をどの様な形でどれ位引き上げるかという性格のものでなければならない。
しかしこの計画ではそういう測定はできない。
従つてこの計画はこの様な本質的欠点ももつており援助要請のための資料としては余りにも不適であるので計画内部の再検討と統合性をもつた計画にすべく現在修正中である。
特に修正に当つては、各行政分野をきびしく検討し、力全を期すとともに既存の政府金融機関、特融制の強化、及び成長型、革新的の育成、新規企業の誘致を促進するための資金計画を樹立しけて公務員の給与改善と行政の能率化並びに国民年金制度の

確保に重点がおかれている。

- (5) 以上説明したことから沖縄に対する援助の目標は先に試弁をした
2年7百81万8千ドルを上まわることが予想される。